

# 「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」進捗状況（25年度末時点）

## ○ 事業の進捗評価

平成25年度評価について、25年度実績値から、以下の定義に基づき、評価を行った。

|                 |                           |    |
|-----------------|---------------------------|----|
| A（達成済み）         | 25年度目標値は達成済み。             | 86 |
| B（著しく遅れている又は困難） | 25年度目標値の達成が著しく遅れている、又は困難。 | 50 |
| —               | 目標指数の設定が困難なため、評価対象外である。   | 40 |

## ○ 事業名ごとの評価および進捗状況の説明

| No                                     | 取組内容・事業名                   | 取組内容・事業の概要  | 取組内容・事業の目標   | 目標達成のための実施内容   | 目標指数                         | H25年度<br>目標指数 | H25年度末<br>実績値 | 評価    | 25年度進捗状況の説明  | 担当部署                                      | 担当課所<br>室 |              |                             |
|--|----------------------------|---|--|--|------------------------------|---------------|---------------|-------|--|---|-----------|--------------|-----------------------------|
| 基本方針1 安心安全で誰もが集える屋外スペースと建物、施設の整備を進めます。 |                            |   |  |  |                              |               |               |       |  |   |           |              |                             |
| 基本施策1-1 誰もが使いやすい施設の整備とサービス提供           |                            |   |  |  |                              |               |               |       |  |   |           |              |                             |
| 個別施策1-1-1 公共施設の整備                      |                            |   |  |  |                              |               |               |       |  |   |           |              |                             |
| 1                                      | 庁舎建設事業                     | 現本庁舎等が抱える、耐震性の不備、老朽化、市民サービスの低下、バリアフリー化への対応の不備、事務効率の低下および防災拠点施設としての機能不備等の解消のため、分館を有効活用しつつ、新庁舎を建設する。<br>【スケジュール】<br>平成24年度：実施設計<br>平成25年度：新庁舎建設（着工）<br>平成27年度：新庁舎建設（竣工）、分館改修、現庁舎解体<br>平成28年度：外構整備（工事完了） | 高齢者、障がい者をはじめ、誰にも安全でわかりやすく利用できる施設を実現する。   | 基本構想や設計の作成では、市民や議会の意見を伺うとともに、庁内においても部局横断的な検討を実施した。これを踏まえ平成25年度から建設工事に着手するものである。  | 工事進捗率                        | 8.2%          | 2.41%         | B     | 平成25年12月24日に工事着手し、工事範囲の仮囲い設置および場所打ちコンクリート杭工事等を行った。<br>【B評価となった原因】<br>震災復興需要の増加等に伴う作業員不足や資材価格の高騰に起因して、1回目と2回目の入札は応札者がなく、2度入札を中止した。その後、3回目の入札で施工者が決定し工事に着手したが、当初想定していた着手時期に変更が生じたことから、工事進捗率が、当初の目標指数に至らなかったもの。 | 総務部                                       | 新庁舎管理室    |              |                             |
| 2                                      | 北部墓地整備事業                   | 市民の墓地需要に対し、計画的に提供するため、北部墓地(2期)の整備を行う。<br>【スケジュール】<br>平成26年度：実施設計<br>平成27年度：造成工事   | 墓地使用者が安全・安心に利用できる施設整備を行う。  | 県バリアフリー条例等に基づき、高齢者・障がい者が利用しやすい施設設計・整備を行う。  | 工事進捗率                        | 56.1%         | 56.14%        | A     | 平成25年度事業実施なし。<br>北部墓地については、3期に分けて整備することとしており、平成24年度に1期分を完了している（平成25目標値を達成）。<br>2、3期については、北部墓地の使用許可状況に合わせ整備することとしており、平成25年度は『実施事業無し』である。  | 市民生活部                                     | 生活総務課     |              |                             |
| 3                                      | 中央・南部・東部市民サービスセンター（仮称）整備事業 | 住民自治の充実を目指す市民協働と、都市内地域分権の拠点施設の一つとして、（仮称）中央・南部・東部市民サービスセンターを整備する。  | 施設整備にあたり、アクセシビリティ等に配慮し、中央・南部・東部地域における高齢者が社会参加できる場とする。  | 地域等の要望を可能な限り取り入れながら、高齢者の利用にも配慮した整備を進める。なお、（仮称）中央市民サービスセンターについては、新庁舎建設に併せ、整備を進める。 | 工事進捗率                        | 中央            | 8.2%          | 2.41% | B  | 入札不調等により、目標指数には至らなかった。今後も新庁舎建設に併せて整備を進める。 | 市民生活部     | 市民協働・地域分権推進課 |                             |
|  |                            |   |  |  |                              | 南部            | 90.2%         | 90.2% | A  |   |           |              | 平成26年5月開所に向け、予定どおりに整備を実施した。 |
|  |                            |   |  |  |                              | 東部            | 未定            | 0%    | —  |   |           |              | 入札不調により、平成25年度中の着工ができなかった。  |
| 4                                      | 史跡秋田城跡歴史資料館整備事業            | 建物のバリアフリー化等に配慮し、（仮称）史跡秋田城跡歴史資料館を建設する。<br>【スケジュール】<br>平成24年度：展示基本設計<br>平成25年度：建物基本・展示設計<br>平成26年度：本体工事・展示実施設計<br>平成27年度：展示工事<br>平成28年度：開館  | 高齢者も気軽に利用できる資料館とする。  | 建物のバリアフリー化や活用メニューを工夫し、高齢者を含む来館者の増加を図る。それに向けた設計と建設を行う。                            | 工事進捗率                        | 3.0%          | 3.0%          | A     | 高齢者を含む来館者の増加を図るため、建物のバリアフリー化を取り入れた実施設計を行った。  | 教育委員会                                     | 秋田城跡調査事務所 |              |                             |
| 個別施策1-1-2 買い物支援                        |                            |   |  |  |                              |               |               |       |  |   |           |              |                             |
| 1                                      | 買い物弱者支援ビジネスモデル構築事業         | 高齢者を含むさまざまな買い物弱者を想定し、買い物関連サービスの新たなビジネスモデルを構築し定着させるため、社会実験を実施し採算性、継続性などについて検証する。本事業は平成24年度単年度事業だが、検証結果については、事業終了後も中小企業者、関係機関等に必要に応じ提供する予定である。  | 事業実施による経済効果やビジネスとしての自立採算性の検証、買い物弱者支援効果、行政支援の必要性などを検証するとともに、実施した事業の結果を公表し、買い物弱者をターゲットにした同種事業への地元商業者の新たな参入を促す。 | 平成24年度単年度事業で終了のため設定はなし。  | 平成24年度単年度事業で終了のため目標指数の設定はなし。 | —             | —             | —     | 本事業は、ビジネスモデルとして検証するために実施したものであり、24年度で事業終了したものの、25年度は、他都市の市議団をはじめ、中小企業専門コンサルティング会社などからの調査依頼に対応し、調査結果を提供した。  | 商工部                                       | 商工労働課     |              |                             |

| No                               | 取組内容・事業名                 | 取組内容・事業の概要  | 取組内容・事業の目標   | 目標達成のための実施内容  | 目標指数   | H25年度<br>目標指数      | H25年度末<br>実績値           | 評価 | 25年度進捗状況の説明  | 担当部局 | 担当課所<br>室 |
|----------------------------------|--------------------------|---|--|---|--|--------------------|-------------------------|----|--|------|-----------|
| <b>個別施策1-1-3 安心して利用できるサービス</b>   |                          |   |  |   |  |                    |                         |    |  |      |           |
| 1                                | 商店街振興事業                  | 商店街が各種事業を実施する際に資金繰りを支援する「商店街振興事業貸付」、商店街の競争力を強化する「商店街ソフト事業」、商店街が設置した街路灯の電気料の一部を助成する「街路灯等電気料補助事業」、公共性の高い共同施設の整備を支援する「共同施設設置事業」、商店街の空き店舗の解消と発生防止を図るため、出店に対して支援する「空き店舗対策事業」により商店街への支援を行う。 | 地域に親しまれる商店街づくりを促進する。   | 商店街の競争力強化のために行うイベントなどのソフト事業への支援や、街路灯整備などの公共性の高い取組等に対して、事業費の補助を行う。 | 総合計画の指標見直しと合わせ、検討中   | 総合計画の指標見直しと合わせ、検討中 | ○                       | -  | 商店街が実施するイベントや街路灯のLED化、バス停ベンチの設置などに対して事業費補助を行い、地域住民や利用者の安全・安心につながる取組を支援したほか、商店街の利便性を向上し、商店街会員相互の連携を図るきっかけづくりに貢献した。  | 商工部  | 商工労働課     |
| <b>基本施策1-2 快適な生活環境の形成</b>        |                          |   |  |   |  |                    |                         |    |  |      |           |
| <b>個別施策1-2-1 公園の整備</b>           |                          |   |  |   |  |                    |                         |    |  |      |           |
| 1                                | 都市公園バリアフリー化事業            | 市民に身近な公園施設のバリアフリー化を中心とした改修整備を行う。  | 都市公園のバリアフリー化を図り、高齢者、障がい者や子供など誰でも利用できる公園の再整備を行う。                                    | 市民に身近な公園施設のバリアフリー化を中心とした改修整備を行う。                                  | 都市公園数182   | 95公園               | 109公園                   | A  | 平成25年度は、御休下第二街区公園および桜第一街区公園並びに山王官公庁緑地について、バリアフリー化を実施した。また、秋田市都市緑化推進計画に基づき、24の児童遊園地等を都市公園（街区公園）とした。   | 建設部  | 公園課       |
| 2                                | 公園遊具施設長寿命化等整備事業          | 老朽化している遊具や施設等について、計画的に予防修繕を実施する。  | 介護予防施設を公園内に設置し、その利用を通して高齢者などの健康づくりを促進する。   | 中長期的な管理水準や利用目的の明確化および施設配置の適正化を検討し、計画的に予防修繕を実施する。                  | 介護予防施設75基設置  | 50基設置              | 46基設置                   | B  | 平成25年度は11公園に21基の介護予防器具を設置した。その種別は腹筋ベンチや背伸ばしベンチなどである。<br>【B評価となった要因】<br>補助内示額が要望額を下回ったためのものである。   | 建設部  | 公園課       |
| 3                                | 千秋公園整備事業                 | 豊富な自然や歴史的資産の活用を推進するため、千秋公園再整備基本計画に基づき、園内施設の再整備を進めるほか、歴史的建造物の再整備を行う。   | 施設のバリアフリー化を行う。   | 市民交流ゾーンを整備する。   | 目的が歴史的資産の継承や自然環境の保全のため、園内の再整備を行うことにより、市民に親しまれ、利用される魅力的な公園づくりを図ることであり、事業内容も園内の再整備となっていることから目標指数の設定は困難である。   | ○                  | 市民交流ゾーンの整備と堀水質浄化整備工事の着手 | -  | 市民交流ゾーン（二の丸）の整備が完了するとともに、外堀浄化のための送水管（L=590m）を敷設した。また、さくらの景観を保全するため、土壌改良（29本）や腐朽部位の治療（8本）を実施した。   | 建設部  | 公園課       |
| 4                                | 緑のまちづくり活動支援基金関係経費        | 市民からの提案、申請に基づき、審査を経て、資金の助成を行うことで、市民自ら提案・実践する「緑のまちづくり活動」を支援する「緑のまちづくり活動支援基金」の管理運営費として、事業実施主体である(財)秋田市総合振興公社へ補助金を交付する。  | 「緑のまちづくり活動支援基金」の管理運営に要する費用を、事業実施主体である(財)秋田市総合振興公社へ補助金として交付し、市民が自ら提案、実践する緑化活動を支援する。 | 市のホームページ等でPRし、積極的な活用を呼びかける。                                       | 市民自ら提案実践する緑のまちづくり活動を支援するものであるため目標指数の設定は困難である。<br>参考：<br>平成23年度交付金<br>4,186,550円<br>平成24年度交付金<br>5,074,998円 | ○                  | 平成25年度交付金<br>7,459,373円 | -  | 身近な緑と花いっぱい活動部門<br>・花苗、生垣のための支援 136件<br>・花と緑いっぱい活動支援 8件<br>・保存樹への支援 1件<br><br>みんなで作る緑の拠点づくり部門<br>・地域に身近な緑の拠点づくり 3件<br><br>助成件数 148件   | 建設部  | 公園課       |
| 5                                | 吸収源対策公園緑地事業              | 地球温暖化対策の一層の促進を図るため、温室効果ガス吸収源に資する公園の再整備を行う。  | 施設のバリアフリー化を行う。   | 市民の身近な公園内の緑化を中心とした改修整備を行う。  | 平成29年度までの公園の再整備数15公園   | 2公園                | 1公園                     | B  | 牛島第一街区公園において、園路（ILB）217㎡、遊具設置（ブランコ、ラダー、砂場）、水飲み1基、ベンチ4基、張り芝421㎡等の整備を実施した。<br>【B評価となった要因】<br>補助制度の変更などによるもので、事業費の確保が課題であり、今後とも計画的に進めていく。                                       | 建設部  | 公園課       |
| <b>個別施策1-2-2 ごみ減量・資源リサイクルの推進</b> |                          |   |  |   |  |                    |                         |    |  |      |           |
| 1                                | 粗大ごみ戸別収集事業               | 申込みによる戸別有料収集を行う。  | 高齢社会への対応と受益者負担の公平性を確保するため、粗大ごみの戸別有料収集を行い、ごみの減量化と再資源化を図る。                           | 排出量の推移を注視しながら、継続した事業を実施する。  | 排出量  | 534トン              | 591トン                   | B  | 各家庭における消費税増税前の大型家具等の買替えが、粗大ごみの排出量増加に繋がっているものと考えられる。  | 環境部  | 環境都市推進課   |
| 2                                | ごみ減量対策事業（家庭系ごみ減量・分別啓発活動） | ごみ処理の現状や減量への理解を深めてもらい、施策への参加気運を高めるため町内会などの市民団体を対象に、ごみの減量や分別をテーマとしたタウンミーティング「ごみ減量・分別井戸端会議」を開催するとともにレジ袋削減への取組を促す啓発活動を行う。  | 実演を交えながら、適正なごみ減量・分別の指導・助言を行い、家庭系ごみの減量目標数値を達成する。                                    | ごみの分別を促進してもらうよう啓発指導し、ごみの減量化および再資源化を図るため、訪問指導数を増やす。                | ごみ減量・分別井戸端会議実施回数   | 100回               | 37回                     | B  | 平成25年度は、ごみ減量・分別井戸端会議のほか、様々な形態のごみ減量説明会（40回）を実施した。また、ごみ減量情報が伝わりにくかった市民層（就労者、大学生、子育て中の親子）への啓発を強化した。（19回）<br>ごみ減量・分別井戸端会議自体の実施回数は、目標指標に届かなかったが、以上の啓発活動も合わせれば、目標指数と同回数程度（96回）となる。 | 環境部  | 環境都市推進課   |



| No                          | 取組内容・事業名        | 取組内容・事業の概要  | 取組内容・事業の目標  | 目標達成のための実施内容   | 目標指数   | H25年度<br>目標指数 | H25年度末<br>実績値         | 評価 | 25年度進捗状況の説明  | 担当部局  | 担当課所<br>室 |
|-----------------------------|-----------------|---|---|--|--|---------------|-----------------------|----|--|-------|-----------|
| 3                           | 生ごみ減量促進事業       | 生ごみ堆肥化容器購入費の補助および生ごみ堆肥づくり講座を実施する。   | 家庭系生ごみの減量を図る。   | 広報あきたおよびホームページで家庭系生ごみの減量および生ごみ堆肥化容器購入費補助事業の周知をする。                    | 生ごみ堆肥づくり講座の参加人数  | 450人          | 221人                  | B  | 広報あきたおよびホームページ等で生ごみの減量方法や堆肥化容器購入費補助事業の周知に努めた。今後も様々な機会を捉え、生ごみ減量に有効な取組等の啓発に努めるとともに、生ごみ堆肥づくり講座に多くの市民に参加してもらうため、市内各地域での開催も検討する。  | 環境部   | 環境都市推進課   |
| 4                           | ごみ集積所設置費補助事業    | ごみ集積所（ボックス型・折りたたみ式ネット）の設置、修繕および被せネット（シート）の購入にかかる経費を一部または全部補助する。また、市の推奨する集積箱の規格を提示し、美化に資する。  | ごみ集積所の美化の促進、町内会等の負担軽減を図る。   | ごみ集積所の設置、修繕および被せネットに補助金を交付する。  | 補助対象数  | 435か所         | 352か所                 | B  | 平成24年度に実施した町内会長宛の意向調査では、435か所のごみ集積所の設置等を予定しているとのことであったが、平成25年度中の設置等を予算等の事情により見送った町内会があったものであり、実際に設置等を行ったごみ集積所が352か所となった。   | 環境部   | 環境都市推進課   |
| <b>個別施策1-2-3 自然環境の保全</b>    |                 |   |   |  |  |               |                       |    |  |       |           |
| 1                           | 地球温暖化対策推進経費     | ○地球温暖化防止啓発関係<br>・地球温暖化防止対策を推進するため、講習会や啓発イベント等を通じ、市民・事業者等に対し、各種意識啓発を行う。<br>○エコあきた行動計画の推進<br>・エコオフィス、庁内緑化等を推進し、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出の低減を図る。<br>・省エネルギーを全庁的に推進する。（改正省エネ法への対応）<br>○e-市民認定システムの推進<br>・e-市民認定システムの普及を図り、家庭における環境配慮行動を促進する。<br>○地球温暖化対策実行計画の推進<br>・秋田市域の温室効果ガス排出量の現況推計調査を行い、結果を公表する。<br>・計画の進捗状況を公表する。 | 啓発イベントなどの各種事業を通じ、地球温暖化防止に関する意識啓発を図る。                              | 高齢者が参加しやすいよう、啓発イベント会場は、交通の便や歩行の安全に配慮する。また情報発信は、幅広い年齢層へのPRを意識して行う。    | 2012年度（短期目標）<br>2,936千t-CO2<br>2020年度（中期目標）<br>2,643千t-CO2<br>2050年度（長期目標）<br>1,761千t-CO2<br>本事業の目標指数は、秋田市地球温暖化対策実行計画（平成23年3月策定）に掲げる、市域の温室効果ガス排出量の目標値を適用しているが、本計画は国の目標設定にならない、2012年度、2020年度、2050年度の数値目標を設定していることから、毎年度の目標指数は設定しない。 | ○             | ○                     | -  | 実績把握に用いる統計データの公開が、2年程度遅れるため、平成25年度における排出量は把握できない。<br><br>【温室効果ガス排出量】<br>平成20年度 344万1千t-CO2<br>平成21年度 314万5千t-CO2<br>平成22年度 314万9千t-CO2<br><br>※平成26年度に、23年度（2011年度）の排出状況を調査する。 | 環境部   | 環境総務課     |
| 2                           | 自然環境保全・環境学習推進経費 | 自然環境を保全・回復・創出するために必要な調査や審査、情報提供のほか、市民活動計画で認定した市民団体の活動の周知・支援を行うとともに、多様で豊かな自然環境を環境学習・活動へ活用する取組を進め、環境保全の推進を図る。また、持続可能な未来を担う環境にやさしい人づくりを進めるため、子どもから大人までの幅広い年齢層を対象とした環境学習の場の提供や環境学習を推進する。  | 高齢者を対象とした環境学習の場の提供や環境学習を推進する。                                     | 高齢者が参加しやすいよう、講座やイベントの会場は、交通の便や歩行の安全に配慮する。また、情報発信は、幅広い年齢層へのPRを意識して行う。 | 高齢者にとって最も関心の高い「ごみ減量・分別」の学習機会の提供は、「ごみ減量対策事業（家庭系ごみ減量・分別啓発活動）」で実施、把握しているため本事業では設定なし。  | ○             | ○                     | -  | 高齢者が参加しやすいよう、講座やイベントの会場は、交通の便や歩行の安全に配慮した。また、情報発信については、幅広い年齢層へのPRを行った。  | 環境部   | 環境総務課     |
| <b>基本施策1-3 安心安全な地域社会づくり</b> |                 |   |   |  |  |               |                       |    |  |       |           |
| <b>個別施策1-3-1 犯罪防止対策</b>     |                 |   |   |  |  |               |                       |    |  |       |           |
| 1                           | 防犯活動推進経費        | 安全で明るいまちづくりを目指して、警察や市民・関係機関と連携して、地域ぐるみの防犯活動を積極的に推進する。   | 警察や防犯協会と連携しながら防犯活動を推進し、高齢者をはじめ、市民が安心して生活できる環境を整備する。               | 市内3防犯協会へ活動費補助金と青色回転灯パトロールにかかる経費の一部を交付する。                             | 交付協会数  | 3             | 3                     | A  | 市内3防犯協会へ活動費補助金と青色回転灯パトロールにかかる経費の一部を交付したほか、各種団体と連携し防犯活動を推進した。   | 市民生活部 | 生活総務課     |
| 2                           | まちあかり・ふれあい推進事業  | 町内会活動の活性化を図るため、町内会活動への助成や、防犯灯の電気料等に要する経費の一部を助成する。また、町内会等からの要望による防犯灯の新設を行う。  | 町内に防犯灯を設置し、高齢者を含む公衆の通行の安全および犯罪防止を図る。                              | 毎年200灯以上の防犯灯を新設する。   | 新設灯数   | 230灯          | 231灯                  | A  | 町内会等からの申請に基づき、124町内会等に対し、計231灯のLED防犯灯を設置した。  | 市民生活部 | 生活総務課     |
| <b>基本施策1-4 道路環境の整備</b>      |                 |   |   |  |  |               |                       |    |  |       |           |
| <b>個別施策1-4-1 車道、歩道の整備</b>   |                 |   |   |  |  |               |                       |    |  |       |           |
| 1                           | 電線共同溝整備事業       | 川尻広面線（川元工区）L=600m（両側歩道W=3.0m）<br>川尻八橋線L=600m（両側歩道W=3.0m）において電線類の地中化を行う。   | 電線類を地中化することにより、安全で快適な歩行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性および都市景観の向上を図る。 | 年次計画に基づいた整備を実施する。  | 川尻広面線と川尻八橋線の実施   | 川尻広面線共同溝整備    | 川尻広面線延長L=600mの電線共同溝整備 | A  | 平成25年度は、川尻広面線電線共同溝工事延長L=470mならびに道路改良工事延長L=340mを実施し、両側歩道内に整備する（片側600m）電線共同溝工事を完了した。   | 建設部   | 道路建設課     |
| 2                           | 人にやさしい歩道づくり事業   | 学校、病院、駅、福祉施設等公共施設周辺の市道について児童、高齢者等がより安全に通行できるように既設歩道の改善を行う。  | 高齢者、障がい者を含むすべての人にやさしい歩行空間を確保するため、歩道のバリアフリー化を実施する。                 | 年次計画に基づき整備の実施を行う。  | 川尻広面線と川尻八橋線の実施   | 川尻八橋線実施設計     | 川尻八橋線延長L=600mの道路詳細設計  | A  | 平成25年度は、川尻八橋線の道路詳細設計延長L=600mを行った。  | 建設部   | 道路建設課     |

| No                             | 取組内容・事業名              | 取組内容・事業の概要  | 取組内容・事業の目標  | 目標達成のための実施内容  | 目標指数             | H25年度<br>目標指数 | H25年度末<br>実績値 | 評価 | 25年度進捗状況の説明   | 担当部局  | 担当課所<br>室 |
|--------------------------------|-----------------------|---|---|---|------------------|---------------|---------------|----|---|-------|-----------|
| <b>基本施策1-5 除排雪対策</b>           |                       |   |   |   |                  |               |               |    |   |       |           |
| <b>個別施策1-5-1 冬期の安心・安全確保</b>    |                       |   |   |   |                  |               |               |    |   |       |           |
| 1                              | 高齢者軽度生活援助事業           | 社団法人秋田市シルバー人材センターへ業務委託し、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に生活援助員を派遣し、日常生活上の軽易な作業（外出の付き添い、食材の買い物、草取り、窓拭き、雪寄せなど）の援助を行う。   | 利用人数の増加を図る。   | 生活援助の様々なニーズに応えることができるよう、利用者から軽度生活援助員などへ寄せられる小さな要望にも耳を傾け、利用者の満足度を高めることに努める。シルバー人材センターと連携して研修を行い、職員の技術の向上を図ることで、均一なサービスの提供を目指す。 | 利用者数             | 7,937人        | 7,936人        | A  | 雪寄せ作業の利用回数を、従来の週1回から週2回に増やした。   | 福祉保健部 | 長寿福祉課     |
| 2                              | 除排雪関係経費               | 「道路除排雪基本計画書」に基づき、災害規模の豪雪にも柔軟に対応できる除排雪体制で冬期の安全な道路交通確保を図る。  | 誰もが安全で安心して通行できる冬期道路交通を確保する。                                 | 概ね65歳以上の高齢者だけの世帯か身体の不自由な方だけの世帯について、希望者を対象に、機械除雪を行った後で生じた雪の塊などを寄せる。（玄関先や車庫前の雪寄せに限る。）   | 間口除雪登録件数         | 2,800件        | 2,269件        | A  | 昨冬の降雪状況による実績値。  | 建設部   | 道路維持課     |
| 3                              | 歩道消融雪設備整備事業（雪みち計画）    | 冬期の中心市街地における歩道ネットワーク化を図る事業として、歩道無散水消融雪施設を設置する。  | 機械除雪や融雪施設を組み合わせ、冬期の安全で快適な歩行者空間を確保し、ネットワーク化することにより地域の活性化を図る。 | 年次計画に基づいた整備を実施する。   | 箇所数              | 16か所          | 16か所          | A  | 市道中通本線歩道消融雪設備整備工事を完成した。   | 建設部   | 道路維持課     |
| 4                              | 融雪施設改良事業              | 概ね15年の耐用年数に達しつつある融雪施設を計画的に改良する。   | 冬期における道路交通の安全確保を図るため、融雪施設を計画的に改良するとともに、既設施設の不具合箇所の修繕を行う。    | 年次計画に基づいた整備を実施する。   | 箇所数              | 19か所          | 18か所          | B  | 市道千秋公園1号線ほか2路線の融雪施設改良工事を完成した。市道秋田港四ツ屋線などの融雪施設改良工事を繰越した。                                   | 建設部   | 道路維持課     |
| 5                              | 防雪柵等整備事業              | 冬期間の道路の吹き溜まり等の防止や視程障害の緩和を図り、車両および通学児童の通行の安全を確保するため、防雪柵等を整備するほか、住民の管理・運営により既存道路側溝を流雪溝として活用するため、取水施設等を整備する。 | 冬期間の道路の吹き溜まり等の防止や視程障害の緩和を図り、車両および通学児童の通行の安全を確保する。           | 年次計画に基づいた整備を実施する。   | 箇所数              | 19か所          | 18か所          | B  | 市道四ツ小屋大通1号線などの防雪柵設置工事を繰越した。   | 建設部   | 道路維持課     |
| 6                              | 冬みち安全安心対策除雪強化事業       | 除雪機械の機動力増強を図るため、雪寒補助機械の更新や計画的に購入する。また、町内会等地域団体と連携強化のための貸与機械（ハンドガイド式小型除雪機）等を購入し、除排雪における市民協働を推進する。          | 冬期間における安心して快適な道路交通の確保を図る。                                   | 年次計画に基づいた機械の更新を実施する。  | 更新台数             | 3台            | 3台            | B  | 凍結抑制剤散布車を2台購入した。グレーダを1台購入した。（県払下げ）  | 建設部   | 道路維持課     |
| <b>個別施策1-5-2 除排雪道路のネットワーク化</b> |                       |   |   |   |                  |               |               |    |   |       |           |
| 1                              | 【再掲】歩道消融設備整備事業（雪みち計画） |   |   |   |                  | 16か所          | 16か所          | A  | 市道中通本線歩道消融雪設備整備工事を完成した。   | 建設部   | 道路維持課     |
| 2                              | 除排雪関連情報の収集            | 市職員が地域情報員として、雪に関する情報収集を行う。  | 冬期間における除排雪に関連する情報の収集活動を行い、本部に情報提供することにより、地域との迅速な連携を図る。      | 地域情報員に情報提供の依頼をする。   | 情報提供件数           | 281件          | 80件           | A  | 昨冬の降雪状況による実績値。  | 建設部   | 道路維持課     |
| <b>基本施策1-6 交通安全の確保</b>         |                       |   |   |   |                  |               |               |    |   |       |           |
| <b>個別施策1-6-1 交通安全対策</b>        |                       |   |   |   |                  |               |               |    |   |       |           |
| 1                              | 自動車免許取得、自動車改造助成事業     | 自動車運転免許の取得および自動車改造に要する費用の一部を助成する。   | 障がい者の就労等社会活動への参加や、社会復帰への促進を図る。                              | 障がい者の就労等社会参加の促進を図ることを目的とし、自動車運転免許の取得および自動車改造に要する費用の一部を助成する。   | 要件を満たした方への補助の実施率 | 100%          | 100%          | A  | 運転免許実績 6件 600,000円<br>自動車改造実績 8件 792,500円   | 福祉保健部 | 障がい福祉課    |
| 2                              | 交通安全対策経費              | 交通安全を強化するため行政・関係機関・地域が一体となった活動を推進する。  | 高齢者交通安全教室を実施する。   | 老人クラブ等の高齢者団体への案内、開催日の調整を行う。   | 高齢者安全教室の実施団体数    | 72団体          | 82団体          | A  | 「身近にある危険」をテーマに地元のひやり箇所をあげてもらい、討論形式の教室を実施した。平成25年度は、教室実施についての案内を12月にも送付したことから、受講団体の増に繋がった。 | 都市整備部 | 交通政策課     |

| No                            | 取組内容・事業名     | 取組内容・事業の概要  | 取組内容・事業の目標               | 目標達成のための実施内容   | 目標指数                       | H25年度<br>目標指数 | H25年度末<br>実績値 | 評価 | 25年度進捗状況の説明   | 担当部局  | 担当課所<br>室 |
|-------------------------------|--------------|---|--------------------------|--|----------------------------|---------------|---------------|----|---|-------|-----------|
| <b>個別施策1-6-2 道路交通環境の整備</b>    |              |   |                          |  |                            |               |               |    |   |       |           |
| 1                             | 放置自転車対策経費    | 市民の良好な生活環境を確保するため、自転車等放置禁止・規制区域における放置自転車等の防止に努めるとともに、自転車等駐車場の適切な管理・運営を行う。 | 都市環境を確保するため放置自転車対策を強化する。 | 秋田駅周辺の自転車等の放置禁止・規制区域における放置自転車等の放置防止および自転車等駐車場(16か所)の適切な管理・運営を行う。 | 自転車等放置禁止・規制区域における放置自転車撤去台数 | 533件          | 484台          | A  | 秋田駅周辺の自転車等の放置禁止・規制区域における巡回・撤去・保管・返還に関する業務を委託し、市民の良好な生活環境の確保に努めた。                          | 都市整備部 | 交通政策課     |
| <b>個別施策1-6-3 市民の交通安全意識の高揚</b> |              |   |                          |  |                            |               |               |    |   |       |           |
| 1                             | 【再掲】交通安全対策経費 |   |                          |  |                            | 72団体          | 82団体          | A  | 「身近にある危険」をテーマに地元のひやり箇所をあげてもらい、討論形式の教室を実施した。平成25年度は、教室実施についての案内を12月にも送付したことから、受講団体の増に繋がった。 | 都市整備部 | 交通政策課     |

○ 基本方針1の事業評価

|                  |                           |    |
|------------------|---------------------------|----|
| A (達成済み)         | 25年度目標値は達成済み。             | 16 |
| B (著しく遅れている又は困難) | 25年度目標値の達成が著しく遅れている、又は困難。 | 11 |
| —                | 目標指数の設定が困難なため、評価対象外である。   | 7  |



| No                       | 取組内容・事業名             | 取組内容・事業の概要  | 取組内容・事業の目標  | 目標達成のための実施内容  | 目標指数   | H25年度<br>目標指数 | H25年度末<br>実績値 | 評価 | 25年度進捗状況の説明   | 担当部局  | 担当課所<br>室 |
|--------------------------|----------------------|---|---|---|--|---------------|---------------|----|---|-------|-----------|
| 基本方針2 交通機関の利便性の向上をはかります  |                      |   |   |   |  |               |               |    |   |       |           |
| 基本施策2-1 公共交通の利用促進        |                      |   |   |   |  |               |               |    |   |       |           |
| 個別施策2-1-1 バス利用環境の整備      |                      |   |   |   |  |               |               |    |   |       |           |
| 1                        | 高齢者コインバス事業           | 満68歳以上の高齢者が、市内の路線バスを利用する際、市が交付する資格証明書を携帯している者に対し、100円で乗車できるよう助成する。                              |   | 広報、新聞、テレビ、ラジオ等の媒体を利用して、交付率の向上を図る。   | 資格証明書交付率   | 50%           | 56.59%        | A  | 平成25年10月1日から対象年齢を満70歳以上から満68歳以上まで引下げ実施し、利用者の増加を図った。また、広報あきたやホームページなどで事業の周知に努めた。   | 福祉保健部 | 長寿福祉課     |
| 2                        | バス交通総合改善事業           | 利用者が年々減少し、路線の維持が困難な状況となっている郊外部の不採算路線の廃止に伴うマイタウン・バスとして、西部線、北部線、南部線、東部線、笹岡線を運行し、市民の移動手段の確保と充実を図る。 | 高齢化の進行による「交通弱者」の増加や郊外部における不採算バス路線の廃止に対応するため、市民・事業者等との連携・役割分担のもと、市民の移動手段の確保と充実を図る。               | 地域住民と協議・調整のうえ、ダイヤ等の見直しを図り、利便性の向上に努める。   | マイタウン・バスにおけるコインバス利用者数  | 61,277人       | 62,102人       | A  | 高齢者コインバス事業の対象年齢を平成25年10月1日から満68歳以上に引き下げたことなどから、利用者数が向上した。   | 都市整備部 | 交通政策課     |
| 3                        | 地方バス路線維持対策経費         | 生活バス路線は、日常の市民生活を支える移動手段として重要であることから、バス事業者に対し運行にかかる経費の一部を補助し、市民の移動手段の確保を図る。                      | 生活バス路線は、日常の市民生活を支える移動手段として重要であり、バス路線を運行する系統毎の赤字分に対し補助を行い、路線の継続を図る。                              | 赤字バス路線に対し補助する。  | 赤字バス路線への補助であり、対象路線や補助金額が変動するため、目標指数の設定はなし。                           | ○             | ○             | -  | 赤字バス路線の運行維持のため、補助金を交付した。  | 都市整備部 | 交通政策課     |
| 4                        | 中心市街地循環バス運行事業        | 秋田駅周辺とエリアなかいちで創出されたにぎわいを中心市街地全体に波及させることで、中心市街地の一体的活性化を図る一助とするため、中心市街地を循環するバスを運行するものである。         | 秋田駅周辺と中通一丁目地区で創出されたにぎわいを中心市街地全体に波及させること（にぎわいの面的波及効果を見込むもの）。中心市街地循環バス1便あたりの大人（中学生以上）の乗車人数平均5人以上。 | ホームページや広報あきた等を積極的に活用したPRを継続するとともに、循環バスのカラーデザインおよび愛称の公募や新たなリーフレットの導入などを通じ、循環バスの認知度の向上、利用促進を図る。 | 1便あたりの大人（中学生以上）乗車人数  | 6人以上          | 5.7人          | B  | 循環バスのカラーデザインおよび愛称の公募や1日乗車券による利便性の向上により、前年度より1便あたり0.5人増加したが、目標には及ばなかった。今後、庁内の観光連携推進会議や商工会議所等関係機関との連携等により利用者拡大を図る。                                  | 都市整備部 | 交通政策課     |
| 個別施策2-1-2 バス運行システムの整備    |                      |   |   |   |  |               |               |    |   |       |           |
| 1                        | 【再掲】バス交通総合改善事業       |   |   |   |  | 61,277人       | 62,102人       | A  | 高齢者コインバス事業の対象年齢を平成25年10月1日から満68歳以上に引き下げたことなどから、利用者数が向上した。   | 都市整備部 | 交通政策課     |
| 2                        | 【再掲】地方バス路線維持対策経費     |   |   |   |  | ○             | ○             | -  | 赤字バス路線の運行維持のため、補助金を交付した。  | 都市整備部 | 交通政策課     |
| 個別施策2-1-3 鉄道の利便性の向上      |                      |   |   |   |  |               |               |    |   |       |           |
| 1                        | 泉・外旭川新駅（仮称）整備効果等調査経費 | 泉・外旭川地区への新駅設置に向けて、想定される多様な効果等を検証する。   | 高齢社会を見据えた持続可能な公共交通体系の実現を目指す、鉄道機能の充実を図る。   | 専門的知見を取り入れて新駅構想の可能性等を検討するための調査を行う。  | 取組内容が調査のため目標指数の設定はなし。  | ○             | ○             | -  | 調査においては、市民意向調査、需要予測、施設規模の検討を実施し、費用対効果を踏まえた施設配置計画案を作成した。   | 都市整備部 | 交通政策課     |
| 個別施策2-1-4 交通情報提供の充実      |                      |   |   |   |  |               |               |    |   |       |           |
| 1                        | バス案内サービスの充実          | 簡単な操作でバス乗り場や発車時刻等を表示する情報端末を設置する。  | 公共交通の利便性向上と利用促進を図る。   | 秋田駅周辺に端末3台（秋田駅中央改札・観光案内所前、アルヴェインフォメーションカウンター横、ぼぼろーど西口2階）を設置するとともに、携帯電話からの情報取得にも対応できるシステムとする。  | バス案内サービス年間アクセス件数   | 355,814件      | 223,933件      | B  | 最もアクセス数がある携帯版バス案内サービスにおいて、スマートフォンの急速な普及が進む中、画面表示や操作性がスマートフォン非対応であることによる利便性の低下により、利用者数が減少したものと考えられる。今後、スマートフォンに対応したバス案内サービスの構築を検討し、バス利用者の利便性向上を図る。 | 都市整備部 | 交通政策課     |
| 基本施策2-2 高齢者の日常移動手段の確保    |                      |   |   |   |  |               |               |    |   |       |           |
| 個別施策2-2-1 高齢者の安全な移動環境の整備 |                      |   |   |   |  |               |               |    |   |       |           |
| 1                        | 障がい者交通費補助事業          | 身体・知的障がい児（者）の社会参加促進のため、バス運賃を無料化する。また、在宅重度身体障がい者の通院時タクシー代の一部を助成する。                               | バス運賃の無料化により障がいのある高齢者の社会参加の促進や生活圏の拡大を図り、同様に高齢在宅重度身体障がい者の通院時タクシー代の一部助成により、福祉の増進を図る。               | バス：福祉特別乗車証を交付する。タクシー：身体障がい者（通院用）タクシー利用券を交付する。   | 目標指数の設定困難<br>参考：<br>平成24年度予算額<br>109,892千円<br>平成25年度予算額<br>105,700千円 | ○             | ○             | A  | 福祉特別乗車証交付者数 5,161人<br>身体障がい者（通院用）タクシー利用券交付者数 2,815件<br>決算額 103,517千円  | 福祉保健部 | 障がい福祉課    |

| No | 取組内容・事業名       | 取組内容・事業の概要  | 取組内容・事業の目標   | 目標達成のための実施内容  | 目標指数            | H25年度<br>目標指数 | H25年度末<br>実績値 | 評価 | 25年度進捗状況の説明                          | 担当部局  | 担当課所<br>室 |
|----|----------------|---|--|---|-----------------|---------------|---------------|----|--------------------------------------|-------|-----------|
| 2  | 移動支援事業         | 屋外での移動が困難な障がい者が社会参加などで外出する際の移動の支援を行う。             | 屋外での移動が困難な障がい者に対して、外出のための支援を行い、地域での自立生活および社会参加を支援する。 | 屋外での移動が困難な障がい者が社会参加などで外出する際の移動の支援を行う。                     | 申請に対する対応率       | 100%          | 100%          | A  | 移動支援事業<br>H25申請者数 8名<br>H25支給決定者数 8名 | 福祉保健部 | 障がい福祉課    |
| 3  | 秋田市バリアフリー協議会経費 | 秋田市バリアフリー基本構想に基づく事業の進捗状況の確認および事業調整等を行うため、会議を開催する。 | 基本構想に位置付けた事業の進捗管理および調整等を行うことを目的とした会議を、概ね年1回程度開催する。   | 会議を概ね年1回程度開催できるように、事業者から年度ごとの進捗状況について聞き取りするほか、事業の進捗管理を行う。 | 会議を概ね年1回程度開催する。 | ○             | ○             | A  | 平成26年3月18日に会議を開催した。                  | 都市整備部 | 都市計画課     |

○ 基本方針2の事業評価

|                  |                           |   |
|------------------|---------------------------|---|
| A (達成済み)         | 25年度目標値は達成済み。             | 6 |
| B (著しく遅れている又は困難) | 25年度目標値の達成が著しく遅れている、又は困難。 | 2 |
| —                | 目標指数の設定が困難なため、評価対象外である。   | 3 |

| No                               | 取組内容・事業名        | 取組内容・事業の概要  | 取組内容・事業の目標   | 目標達成のための実施内容  | 目標指数                      | H25年度<br>目標指数 | H25年度末<br>実績値                         | 評価 | 25年度進捗状況の説明  | 担当部局  | 担当課所<br>室 |
|----------------------------------|-----------------|---|--|---|---------------------------|---------------|---------------------------------------|----|--|-------|-----------|
| 基本方針3 高齢者の住環境を整備します              |                 |   |  |   |                           |               |                                       |    |  |       |           |
| 基本施策3-1 高齢者の住環境の利便性の向上           |                 |   |  |   |                           |               |                                       |    |  |       |           |
| 個別施策3-1-1 市営住宅の整備                |                 |   |  |   |                           |               |                                       |    |  |       |           |
| 1                                | 既設市営住宅建替事業      | 老朽化した市営住宅の建替えを行う。   | 老朽化した既設の市営住宅の建替えを行い、居住環境の向上を図る。                              | 高齢者等が暮らしやすいバリアフリーに配慮した建替えを行う。                             | 高梨台市営住宅建替数                | ○<br>地質調査     | ×                                     | B  | 地質調査については、26年度に実施予定である。  | 都市整備部 | 住宅整備課     |
| 2                                | 住宅管理費           | 市営住宅および特定公共賃貸住宅を常に適正な状態に維持し、入居者の快適な居住環境の確保を図る。  | 市営住宅および特定公共賃貸住宅を常に適正な状態に維持し、入居者の快適な居住環境の確保を図る。               | 市営住宅等の入居者の快適な居住環境を確保するため、市営住宅等の維持・管理を図る。                  | 市営住宅等の適正な管理               | 100%          | 100%                                  | A  | 市営住宅等の入居者の快適な居住環境を確保し、市営住宅等の維持・管理に努めた。   | 都市整備部 | 住宅整備課     |
| 個別施策3-1-2 住宅の住み替え、改修の支援          |                 |   |  |   |                           |               |                                       |    |  |       |           |
| 1                                | 住宅用太陽光発電普及促進事業  | 住宅用太陽光発電システムを設置しようとする者に設置費用の一部を補助し、再生可能エネルギーの普及を図る。   | 地域の温室効果ガス排出量を削減するため、家庭部門における再生可能エネルギーの普及を図る。                 | 設置業者による代行申請（委任状）を認めるなど、申請者の事務的負担の軽減を図り、高齢者世帯からの申請にも配慮する。  | 設置件数                      | 329件          | 210件                                  | B  | 国の導入計画は、平成32年度までに平成17年度比20倍を目指すものとなっている。本市に換算すると（159件→3,180件）、毎年250件以上の普及が必要となるが、平成22年度は189件、平成23年度は171件であった。平成24年度は、FITのスタートにより市民の再生可能エネルギーへの関心が高まり、319件と大幅に増加しているが、平成25年度は、申請件数の伸び悩みにより210件となっている。 | 環境部   | 環境総務課     |
| 2                                | 木造住宅耐震改修等事業     | 旧耐震基準の木造一戸建て住宅（昭和56年5月以前に建築された木造住宅）への耐震診断、耐震改修計画および耐震改修工事に対し補助金を交付する。                                     | 住宅の耐震化率を平成32年度まで9割にする。                                       | 住宅の耐震化に関する説明会を実施する。（防災研修会、町内会、高齢者学級や女性学級などで本事業の周知を図る。）    | 住宅の耐震化率                   | 82.8%         | -                                     | -  | 【25年度末実績値が把握できない理由】<br>実績値の根拠となる住宅・土地統計調査は平成25年度に実施され、公表されるのが平成26年から平成27年になる見込のため。（5年ごとの調査）<br>※「県都あきた成長プラン」の目標および進捗状況と同一  | 都市整備部 | 建築指導課     |
| 3                                | 住宅リフォーム支援事業     | 市内にあり、自ら居住し所有する住宅で、50万円以上の増改築やリフォーム工事を行う者に3万円補助する。  | 市内にあり、自ら居住し所有する住宅で、50万円以上の増改築やリフォーム工事を行う者に3万円補助する。           | 市民の居住環境の向上および建設業等の関連業者への経済波及効果を図るため、リフォームなどを行う市民に対し、支援する。 | 年間リフォーム実施比率を平成32年に6%とする。  | 3.7%          | 4.4%                                  | A  | 市民の居住環境の向上および建設業等の関連業者への経済波及効果を図り、リフォームなどを行う市民に対し、支援した。  | 都市整備部 | 住宅整備課     |
| 個別施策3-1-3 高齢者の健康に配慮した暮らしやすい住宅の整備 |                 |   |  |   |                           |               |                                       |    |  |       |           |
| 1                                | 生活支援ハウス運営事業     | 独立して生活することに不安のある60歳以上のひとり暮らし等高齢者に、居住機能および地域交流機能、生活相談機能を総合的に提供できる居住施設の生活支援ハウスを提供し、高齢者が健康で安心して生活できるように支援する。 | 生活支援ハウスの入居者を確保し、入居者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援する。             | 生活支援ハウスの周知を図るとともに、適切な対象者の入居を推進する。                         | 入居者数                      | 20人           | 20人                                   | A  | 生活支援ハウスを訪問し、設備や利用者の生活状況を把握し、入居希望者にわかりやすく入所案内を行い適切な対象者の入居を努めた。  | 福祉保健部 | 長寿福祉課     |
| 2                                | 住生活基本計画推進経費     | 「秋田市住生活基本計画」に基づき、住宅の耐震診断・改修やマンションの適切な管理に関する講習会等を開催する。   | リーフレットの配布や専門家による相談会等を実施し、市民の意識高揚を図る。                         | 住宅の耐震診断・改修やマンションの適切な管理に関する講習会等を開催する。                      | 住宅の耐震診断・改修に関する研修会         | 3回            | 2回                                    | A  | 住宅の耐震診断・改修やマンションの適切な管理に関する講習会等を開催した。   | 都市整備部 | 住宅整備課     |
| 個別施策3-1-4 住宅のバリアフリー化             |                 |   |  |   |                           |               |                                       |    |  |       |           |
| 1                                | 住宅改修に関する適正化     | 要介護・要支援者が住み慣れた居宅で安心・安全に自立した生活を送るため、手すりの取り付けなどの住宅改修に住宅改修費を支給する。  | 介護支援専門員や施工業者に対する確認・検査・指導などを実施し、利用者や介護者にとって適切な住宅改修が行われるようにする。 | より利用者の状況に適した住宅改修が行われるよう、住宅改修箇所の確認に努める。                    | 申請の不明点の確認回数（電話、窓口、現場での確認） | 150回          | 現場確認：10回<br>その他、不明点について、電話・窓口で確認を行った。 | A  | 住宅改修の適正化を図るため、事前審査書類（写真・工事見積書等）により不明な点等について、窓口又は電話で確認・指導を行った。また、必要に応じて現場確認を行った。  | 福祉保健部 | 介護保険課     |
| 2                                | 【再掲】住生活基本計画推進経費 |   |  |   |                           | 3回            | 2回                                    | A  | 住宅の耐震診断・改修やマンションの適切な管理に関する講習会等を開催した。   | 都市整備部 | 住宅整備課     |



| No                             | 取組内容・事業名            | 取組内容・事業の概要 | 取組内容・事業の目標 | 目標達成のための実施内容 | 目標指数 | H25年度<br>目標指数 | H25年度末<br>実績値 | 評価 | 25年度進捗状況の説明   | 担当部局  | 担当課所<br>室 |
|--------------------------------|---------------------|------------|------------|--------------|------|---------------|---------------|----|---|-------|-----------|
| 個別施策3-1-5 住宅相談の充実              |                     |            |            |              |      |               |               |    |   |       |           |
| 基本施策3-2 高齢者の孤立防止               |                     |            |            |              |      |               |               |    |   |       |           |
| 個別施策3-2-1 社会とのつながりを持って生活できる住環境 |                     |            |            |              |      |               |               |    |   |       |           |
| 1                              | 【再掲】生活支援<br>ハウス運営事業 |            |            |              |      | 20人           | 20人           | A  | 生活支援ハウスを訪問し、設備や利用者の生活状況を把握し、入居希望者にわかりやすく入所案内を行い適切な対象者の入居を努めた。 | 福祉保健部 | 長寿福祉課     |

○ 基本方針3の事業評価

|                  |                           |   |
|------------------|---------------------------|---|
| A (達成済み)         | 25年度目標値は達成済み。             | 7 |
| B (著しく遅れている又は困難) | 25年度目標値の達成が著しく遅れている、又は困難。 | 2 |
| —                | 目標指数の設定が困難なため、評価対象外である。   | 1 |

| No                           | 取組内容・事業名       | 取組内容・事業の概要  | 取組内容・事業の目標  | 目標達成のための実施内容  | 目標指数                        | H25年度<br>目標指数 | H25年度末<br>実績値 | 評価 | 25年度進捗状況の説明  | 担当部局  | 担当課所      |
|------------------------------|----------------|---|---|---|-----------------------------|---------------|---------------|----|--|-------|-----------|
| 基本方針4 高齢者の社会参加をはかります         |                |   |   |   |                             |               |               |    |  |       |           |
| 基本施策4-1 多様な価値観に対応した社会参加の場づくり |                |   |   |   |                             |               |               |    |  |       |           |
| 個別施策4-1-1 生涯学習の充実            |                |   |   |   |                             |               |               |    |  |       |           |
| 1                            | 秋田テルサ管理運営経費    | 勤労者に文化・教養・スポーツの場を提供し、福祉の充実と勤労意欲の向上を図るため、秋田テルサを運営する。(事業運営や施設の維持管理を指定管理者へ委託)  | スクール・講座事業を充実させ、受講者の増加を図る。   | ホームページ、市の広報紙、機関誌の無料広告、ポスターの掲示等広告宣伝に努める。                   | 講座事業受講人数                    | 3,600人        | 3,556人        | A  | 秋田テルサの管理運営を行う指定管理者に対し指定管理料を交付し、当該事業推進を支援した。なお、達成率は98.8%であり、概ね達成したものと判断する。  | 商工部   | 商工労働課     |
| 2                            | 地蔵田遺跡公開活用事業    | 生徒と市民が一体となって集落の復元を行った地蔵田遺跡を、郷土学習の生きた教材として史跡を活用しながら、史跡公園として維持・管理を行う。   | 高齢者を含むより多くの市民に史跡を訪れてもらう。  | 高齢者を含む多くの市民が関心を持つ講座を開催し、広報資料を作成する。                        | 来訪者数                        | 7,200人        | 8,039人        | A  | 平成25年に開館した出土品展示施設の活用を図るため、近隣県の類似施設へ広報資料を設置するなど、高齢者を含む史跡の周知を幅広く行った。   | 教育委員会 | 文化振興室     |
| 3                            | 秋田城跡公開活用事業     | 史跡秋田城跡を市民の郷土学習の場として活用するために、各種講座や体験学習などの活用事業と情報発信を行う。  | 史跡秋田城跡の認知度や史跡への愛護精神の向上を図る。  | 多くの市民(高齢者)が参加できるように、活用メニュー等を工夫する。                         | 活用事業への参加者数                  | 7,000人        | 9,393人        | A  | 高齢者の参加を促すため、図書館などへのチラシを置き、周知方法の工夫を行った。   | 教育委員会 | 秋田城跡調査事務所 |
| 4                            | 市民スポーツ活動振興事業   | 身近で気軽にスポーツに親しむ環境づくりを進めるため、競技団体やスポーツ少年団、地区体育協会等への支援を行う。  | スポーツ行事に参加する人(高齢者)の割合を増やす。   | 市や各地区で実施しているスポーツ関連行事に、多くの方々に参加してもらえるよう事業内容の充実を図る。         | 市主催スポーツ行事に参加する20歳以上市民の割合    | 30%           | -             | -  | 各種スポーツイベントやスポーツ教室を積極的に開催したほか、体力や技術に関係なく、誰でも楽しめる「フロアカーリング交流大会」を実施した。なお、実績値については、今年度実施する「スポーツに関する市民アンケート調査」で把握する。                                  | 教育委員会 | スポーツ振興課   |
| 5                            | 保健体育振興経費       | 学校体育施設開放事業およびスポーツ教室(学校開放スポーツ教室)を開催する。   | 地域の身近なスポーツ施設である学校体育施設の効率的な利用を図る。  | 学校を通じてチラシを配付するなど、生徒やその家族などにも利用してもらえるよう周知を図る。              | 学校体育施設の指定開放時の利用者数           | 20,000人       | 21,205人       | A  | 多くの地域住民に使用してもらえるよう、積極的なPRに努めるとともに、学校体育施設を利用した各種スポーツ教室を開催し、地域住民の健康・体力の保持増進を推進した。  | 教育委員会 | スポーツ振興課   |
| 6                            | はずむスポーツ都市推進事業  | スポーツ振興基金を活用し、「はずむスポーツ都市」のPRに努めながら、幅広い世代が気軽にスポーツや健康づくりに取り組めるイベントや講習会等を開催する。  | 多くの高齢者に参加してもらい、運動実施率の向上につなげる。   | 高齢者向けに実施している「健康運動教室」の内容の充実を図る。                            | 週1回以上運動を行う20歳以上市民の割合(運動実施率) | 65%           | -             | -  | 年齢や目的に応じた専門性の高いプログラムに見直し、運動習慣の定着化を図った。なお、実績値については、今年度実施する「スポーツに関する市民アンケート調査」で把握する。   | 教育委員会 | スポーツ振興課   |
| 7                            | 秋田市社会教育中期計画の策定 | 社会教育の一層の振興を図り、市民の多様なニーズに対応した学習環境の整備を体系的、計画的に推進するため、社会教育の方向性を定める「第4次秋田市社会教育中期計画(平成23年度～平成27年度)」を策定する。<br>○高齢者教育の充実について<br>健康や生きがい、仲間づくりの学びの機会を充実するとともに、高齢者が身近に学べる場を充実する。 | 1 地域の連携を図る事業を工夫する。<br>2 声かけによる「学び」の意識づくりに努め、高齢者の社会参加を勧める。<br>3 「学び」の成果が、地域の人と人のつながりを深めるよう努める。 | 本事業は、社会教育中期計画を策定するための事業であり、実施については他の事業等(地域社会教育推進経費)で取り組む。 | 高齢者教育学級受講者の満足度              | 73%           | 94%           | A  | 受講者自らが学ぶことを欲した要求課題に加え、受講者に必要とされる現代的課題や地域課題に取り組んだ。  | 教育委員会 | 生涯学習室     |
| 8                            | 地域社会教育推進経費     | 西部、北部、河辺および雄和市民サービスセンターにおいて、社会参加の促進、高齢者の役割や健康などについて学習するため高齢者学級を実施する。  | 西部、北部、河辺、雄和の各地域において、社会教育事業を実施する。  | 社会参加の促進、高齢者の役割、生きがい、健康などについて学習するため高齢者学級を開設する。             | 高齢者学級数                      | 7学級           | 7学級           | A  | 西部、北部、河辺、雄和の各地域において、社会参加の促進、高齢者の役割、生きがい、健康などについて学習するため、それぞれの地域で高齢者学級等を開設した。  | 教育委員会 | 生涯学習室     |
| 9                            | 生涯学習・社会教育推進事業  | 市民のライフステージに応じた現代的課題や地域課題に関する学習機会の拡充を図るほか、様々な分野の指導者や講師の養成と確保を進めながら、市民の学習成果を地域社会の活性化につなげていく体制づくりに努める。   | 市民の高度化・多様化している「学び」のニーズに対応した学習機会の提供や情報提供、指導者・講師の養成・確保に努め、生涯学習・社会教育を推進する。                       | 各種学級講座や会議の開催や生涯学習情報誌等を作成する。また、社会教育関係研修・大会へ職員を派遣する。        | 高齢者学級数                      | 7学級           | 7学級           | A  | 高度化・多様化する学習ニーズに対応した学習機会を提供する高齢者学級等を開催したほか、生涯学習ガイドなどの情報誌やHP等により高齢者が参加できる様々な生涯学習情報の提供に努めた。また、事業の企画や情報発信、学習成果の地域還元などに係る職員の資質の向上を図るために、研修会等に職員が参加した。 | 教育委員会 | 生涯学習室     |

| No                      | 取組内容・事業名        | 取組内容・事業の概要   | 取組内容・事業の目標   | 目標達成のための実施内容  | 目標指数  | H25年度<br>目標指数    | H25年度末<br>実績値 | 評価 | 25年度進捗状況の説明   | 担当部局  | 担当課所<br>室 |
|-------------------------|-----------------|--|--|---|---|------------------|---------------|----|---|-------|-----------|
| 10                      | 各図書館資料整備経費      | 図書館資料の充実を図るため、図書を購入する。大活字本を設置し貸出、老眼鏡、拡大鏡を常備して高齢者の利用に供する。   | 大活字本を購入して、高齢者の読書推進の一助とする。                                | 高齢者や弱者に配慮した図書を購入し、貸出しをする。大活字本コーナーを整備する。移動図書館、団体配本、フォンテ文庫の大活字本の整備を行う(中央図書館明徳館)。  | 中央図書館明徳館<br>大活字本貸出冊数  | 1,450冊           | 2,840冊        | A  | 大型活字本の新規購入及び寄贈により蔵書数を増加させるとともに、館内にリストを配備して利用の促進を図った。また、移動図書館や団体配本への利用促進にも努めた。   | 教育委員会 | 中央図書館明徳館  |
|                         |                 |  |  |   | 新屋図書館<br>大活字本貸出冊数   | 300冊             | 403冊          | A  | 中央図書館明徳館から大活字本を借受けし、利用者の目に留まる機会を増やした。   | 教育委員会 | 新屋図書館     |
|                         |                 |  |  |   | 土崎図書館<br>大活字本蔵書冊数<br>*大活字貸出冊数から蔵書冊数に修正                        | 206冊             | 243冊          | A  | 県立図書館、中央図書館からの借受けを行い、利用者の要望に対応した。   | 教育委員会 | 土崎図書館     |
|                         |                 |  |  |   | 明徳館河辺分館<br>大活字本貸出冊数   | 30冊              | 7冊            | B  | 利用が大変少なかった。今後は大活字本の増加、更新を図るとともに、展示方法や案内等が目に留まりやすいようにする。   | 教育委員会 | 明徳館河辺分館   |
|                         |                 |  |  |   | 雄和図書館<br>大活字本蔵書冊数<br>*大活字貸出冊数から蔵書冊数に修正                        | 120冊             | 111冊          | A  | ほぼ目標値に達している。大活字本の増冊はしなかったが、老眼鏡と拡大鏡を設置し、高齢者の図書館利用の手助けとなるように所蔵本で要望に対応した。  | 教育委員会 | 雄和図書館     |
| 11                      | 各図書館経常事業        | 講座、講演会の開催や各種資料の展示会などを行う。   | 高齢者が参加しやすいテーマの市民講座や講演会などの事業を企画し、多くの高齢者に参加してもらう。          | 高齢者に身近なテーマによる講座等を実施する。  | 中央図書館明徳館<br>高齢者の講座参加人数  | 20人              | 59人           | A  | 高齢者向けの「ゆったり体操講座」を開催した。  | 教育委員会 | 中央図書館明徳館  |
|                         |                 |  |  |   | 新屋図書館<br>高齢者の講座参加人数   | 30人              | 51人           | A  | 文学、音楽と詩の朗読、郷土の歴史といった身近なテーマで、幅広い年齢層が楽しめる催しを行った。  | 教育委員会 | 新屋図書館     |
|                         |                 |  |  |   | 土崎図書館<br>高齢者の参加に配慮した事業開催数<br>*高齢者の講座参加人数から高齢者の参加に配慮した事業開催数に修正 | 3回<br>*3人から3回へ修正 | 3回            | A  | 音楽、地域の祭り、自然をテーマに、幅広い年齢層に身近な講座を企画した。   | 教育委員会 | 土崎図書館     |
|                         |                 |  |  |   | 明徳館河辺分館<br>高齢者の講座参加人数   | 30人              | 70人           | A  | 高齢者が共感し、興味を持つことができる内容の講座を実施した。  | 教育委員会 | 明徳館河辺分館   |
|                         |                 |  |  |   | 雄和図書館<br>高齢者の講座参加人数   | 20人              | 18人           | A  | ほぼ目標値に達しており、講座の内容も適したテーマとなり、月2回の講座に積極的に参加してもらった。また、研修視察も実施した。   | 教育委員会 | 雄和図書館     |
| 12                      | 石井露月顕彰事業        | 俳人石井露月の功績を広く県内外に顕彰するため、短詩型の作品を全国から募集し作品づくりを通して文学に親しみをもち、心豊かな芸術文化の振興を図る。作品募集と全国俳句大会の開催、作品集の発行などを行う。 | 高齢者の大会参加者数の増加  | 交通の便が良い会場を選び、また開催時間や講師についても高齢者に配慮した魅力のある大会を目指し、参加者の増加を図る。   | 大会参加者数  | 210人             | 220人          | A  | 参加者が多く目標値に達した。石井露月を顕彰するため開かれる全国俳句大会は高齢者が多数参加した。また、講演会も開催し露月ゆかりの講師を招いて、テーマも高齢者が興味を持って参加出来るもので実施した。   | 教育委員会 | 雄和図書館     |
| 個別施策4-1-2 多様な社会参加の機会の提供 |                 |  |  |   |   |                  |               |    |   |       |           |
| 1                       | スポーツホームタウン推進事業  | トップスポーツクラブとの連携体制の強化やのぼり等の掲出、ホームゲームをPRする取組により、市民の応援する機運を高め、地域活性化を図る。                                | トップスポーツクラブの認知度アップを図る。                                    | 週末に市内でホームゲームがある場合、商店街でのPRバナー掲出、にぎわい交流館のデジタル大画面でのPRビデオ放映などにより、応援機運を高め、安定した観戦者数確保につなげる。                                       | 秋田ノーザンハピネッツ<br>ホームゲーム1試合あたりの観戦者数                              | 2,450人           | 3,057人        | A  | にぎわい交流館のデジタル大画面でホームゲームPR動画を放映したり、ぼぼろーどにホームゲームPRカウンターを設置したことが、試合日程の周知や応援機運の醸成につながった。   | 企画財政部 | 企画調整課     |
| 2                       | 平成26年度国民文化祭関係経費 | 「第29回国民文化祭・あきた2014」に向け、本市主催事業に関する実行委員会を組織し、事業別実施計画等を策定するとともに、県や文化団体等と連携しながら開催に向けた準備を進める。           | 国民文化祭の開催を通じ、あらゆる年代の市民に対して、文化活動への参加機運を高め、新しい芸術文化の創造を促進する。 | 高齢者を含む多くの市民が関心を持つ講座の開催、広報資料の作成を行う。  | 観客・来場者数(本市主催事業)   | ○                | ○             | -  | 高齢者を含む多くの市民が関心を持つようなPR活動やイベントの開催、広報資料の作成を行った。   | 企画財政部 | 企画調整課     |
| 3                       | 広報広聴課管理費        | 参加費無料(一部施設の見学を除く)の施設見学会の実施や、陳情、要望等の受付、市民100人会の運用を行う。   | 社会参加の促進、市政参加の機会の確保                                       | 施設見学会は、団体向けおよび個人向けに様々なコースを設定し、参加しやすいようにする。陳情・要望等は、高齢者が提出しやすいように配慮する。市民100人会は、秋田市の年齢別・男女別の人口構成等を考慮して会員を委嘱し、高齢者の市政参加の機会を確保する。 | 施設見学会参加者数   | 500人             | 568人          | A  | 施設見学会は、団体向けを28回実施し377人が参加、個人向けを14回実施し191人が参加した。陳情・要望等は、誰でも提出しやすいように、電子媒体でも紙媒体でも様式を問わず、また、持参、郵送、Eメールなど様々な提出方法に対応した。市民100人会は、高齢者を含む会員に意見聴取を行い、市政参加の機会を確保した。 | 企画財政部 | 広報広聴課     |



| No | 取組内容・事業名           | 取組内容・事業の概要  | 取組内容・事業の目標                                     | 目標達成のための実施内容   | 目標指数                    | H25年度<br>目標指数    | H25年度末<br>実績値    | 評価 | 25年度進捗状況の説明  | 担当部局  | 担当課所<br>室    |
|----|--------------------|---|--|--|-------------------------|------------------|------------------|----|--|-------|--------------|
| 4  | 官民連携秋田駅周辺活性化事業     | アルヴェやぼぼろ一どでの自主イベントを官民の連携で開催する。  | 多様な社会参加の機会の提供                                  | アルヴェ自主事業の継続のほか、秋田駅西口側（中心市街地）と連携し、賑わいの相乗効果をねらった同時イベントを開催し、高齢者の社会参加を促進する。                    | 入館者数                    | 3,200千人          | 3,090千人          | B  | 秋田駅西側の施設とも連携しながらさまざまなイベントを実施したが、25年度の入館者数は当初想定していた320万人より少ない309万人にとどまった。引き続き高齢者の参加にも配慮しながら集客イベントを企画開催し、恒常的にぎわい創出に努めていく。      | 市民生活部 | 秋田市民交流プラザ管理室 |
| 5  | 障がい者社会参加促進事業       | 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の社会参加促進事業として、手話通訳者・要約筆記奉仕員養成事業、点字広報・声の広報等発行事業、スポーツ教室開催事業、障害者スポーツ大会開催事業等を実施する。<br>1 障がい者団体自らが行う事業の自主的な運営を支援する。<br>2 市民活動団体が企画する、障がいのある方の社会参加や交流を促進する取組を支援する。 | 障がいのある方やその家族の主体的な活動を支援し、障がいのある方の自立と社会参加の促進を図る。 | 1 障がい福祉課ホームページ等で各障がい者関係団体の活動内容を掲載・紹介する。秋田市身体障害者協会等が行う事業等に対し、補助金を交付する。<br>2 スポーツ大会・教室を開催する。 | 教室・大会等の延べ参加人数           | 240人             | 201人             | A  | スポーツ大会 48人<br>水泳教室 20人（10回）<br>※水泳教室に欠席した参加者があったため、目標値には達していないが、著しく遅れている状況ではないと判断する。   | 福祉保健部 | 障がい福祉課       |
| 6  | 老人クラブ補助事業          | 秋田市老人クラブ連合会および単位老人クラブが実施する高齢者の健康と体力づくりの向上、社会奉仕活動、地域交流活動事業等に対し助成し、活動の活性化を図るとともに、高齢者の生きがいをづくりを支援する。   | 老人クラブ数、加入数の促進を図る。                              | 補助金交付、老人クラブ連合会との連携による老人クラブへの支援、さらに広報等での周知を継続して実施する。  | 老人クラブ数、加入者数             | 202クラブ<br>9,331人 | 194クラブ<br>8,361人 | B  | 老人クラブ補助事業を実施したが、クラブ数・会員数の減少に歯止めがかからず、目標達成が困難な状況にあるが、引き続き市老人クラブ連合会と連携しながら支援を実施した。   | 福祉保健部 | 長寿福祉課        |
| 7  | 健康づくり・生きがいをづくり支援事業 | 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会が実施する健康づくり・生きがいをづくり支援事業を通じ、地区社会福祉協議会が、地域の実情に応じて、主に65歳以上の高齢者を対象に実施する軽スポーツ、趣味活動等の健康づくり・生きがいをづくり事業に助成する。   | 事業の周知と高齢者が参加しやすい内容の事業メニューづくりを働きかける。            | 事業内容の充実と各地域の実情に即した事業メニューづくりなど、高齢者がより参加しやすい事業への取組について、市社協および地区社協へ働きかける。                     | 事業の実施件数                 | 88               | 86               | A  | 参加しやすく、充実した事業内容となるよう市社協と協議し、介護予防の取り組みを推進した。  | 福祉保健部 | 長寿福祉課        |
| 8  | 市民農園整備事業           | 市民農園整備を行うとともに、道路整備を行い、周辺の環境整備に努める。  | 市民農園区画数の増加を図る。                                 | アンケート調査による市民ニーズの把握を行う。   | 平成27年度までに市民農園区画数1,100区画 | 965区画            | 1044区画           | A  | 仁井田スーパー農園や北部地区において区画数の増設工事を行った。  | 農林部   | 農業農村振興課      |
| 9  | 「美術館の街」活性化事業       | 高齢者も含め市民が美術を楽しむ機会を提供する。   | 展覧会や関連事業の開催により、美術館周辺の来訪者の増加を図る。                | 中心市街地に美術を楽しむ市民が集まるように、魅力ある展覧会を開催する。  | 本事業における展覧会観覧者数          | 20,600人          | 17,490人          | A  | 国内外の芸術性、知名度ともに高い内容の魅力ある展覧会を開催した。また、ワークショップや美術講座等の内容を充実させ、市民が気軽に美術に親しむ環境づくりに努めた。さらに、来館者サービスの向上とにぎわい創出を図るため、中央街区3商店街との連携にも努めた。 | 教育委員会 | 千秋美術館        |
| 10 | 美術館企画展開催事業         | 高齢者も含め市民が美術を楽しむ機会を提供する。   | 展覧会や講座などの開催により、美術館への来館者増加を図る。                  | 企画展を実施する。  | 本事業における展覧会観覧者数          | 4,400人           | 7,677人           | A  | 国内外の芸術性、知名度ともに高い内容の魅力ある展覧会を開催した。また、ワークショップや美術講座等の内容を充実させ、市民が気軽に美術に親しむ環境づくりに努めた。さらに、来館者サービスの向上とにぎわい創出を図るため、中央街区3商店街との連携にも努めた。 | 教育委員会 | 千秋美術館        |
| 11 | 赤れんが郷土館企画展開催等事業    | 高齢者も含め、市民が郷土秋田の歴史や文化を学び楽しめる機会を提供する。   | 展覧会や学習講座などの開催により、来館者の増加を図る。                    | 魅力ある展覧会や学習講座など実施する。  | 展覧会観覧者数。学習講座等の参加者数      | 20,000人          | 21,313人          | A  | 企画展(5回)、常設展(7回)、教育普及事業(8事業)等の開催を通じて、来館者増につながった。  | 教育委員会 | 赤れんが郷土館      |
| 12 | 佐竹史料館企画展開催等事業      | 高齢者も含め市民が秋田藩および佐竹氏について歴史を楽しむ機会を提供する。  | 展覧会や講座などの開催により、来館者の増加を図る。                      | 秋田藩および佐竹氏について歴史を楽しむ市民が集まるように、魅力ある展覧会を開催する。   | 本事業における展覧会観覧者数          | 12,000人          | 12,620人          | A  | H25年度の入館者数の目標を達成したため評価をAとした。取組としては近隣施設へのリーフレット配布、報道による周知などがあげられる。  | 教育委員会 | 佐竹資料館        |
| 13 | 文化会館自主事業           | 音楽・舞踊・伝統芸能等の舞台芸術公演を企画、大ホールにて実施する。   | 高齢者が関心を持つ公演を企画し、高齢者に鑑賞してもらう。                   | 芸能公演や音楽公演を実施する。  | 高齢者の入場者数                | 150人             | 200人             | A  | 「秋田子ども邦舞・邦楽公演」、「東京フィルハーモニー交響楽団ニューイヤーコンサート」、NHK公開番組「民謡魂ふるさとの唄」を実施した。  | 教育委員会 | 文化会館         |

| No                  | 取組内容・事業名        | 取組内容・事業の概要   | 取組内容・事業の目標                                     | 目標達成のための実施内容                   | 目標指数   | H25年度<br>目標指数 | H25年度末<br>実績値                      | 評価 | 25年度進捗状況の説明  | 担当部局  | 担当課所<br>室            |
|---------------------|-----------------|--|--|--------------------------------|--|---------------|------------------------------------|----|--|-------|----------------------|
| 基本施策4-2 地域における活動の支援 |                 |  |  |                                |  |               |                                    |    |  |       |                      |
| 個別施策4-2-1 世代間交流の促進  |                 |  |  |                                |  |               |                                    |    |  |       |                      |
| 1                   | 地域づくり交付金<br>事業  | 住民が主体的に取り組む地域づくり活動を支援するため、地域づくり交付金事業制度を実施するとともに、地域の現状を把握し地域ニーズに沿った支援ができるよう支援・相談の窓口を開設する。<br>1 地域づくり交付金事業<br>個性ある地域づくりや地域課題の自己解決のため、50万円を上限として交付金を交付する。<br>2 地域巡回による支援・相談<br>地域の現状を把握し地域ニーズに沿った支援ができるよう、コミュニティセンター等を地域支援担当職員が巡回し、支援・相談の窓口を開設する。 | 地域の課題解決や地域力の向上などにより市民協働・都市内地域分権を推進する。          | 制度のPRや活用実績の周知などを行う。            | 交付金活用の拡大<br>H24年度交付件数<br>89件<br>決算額 24,133千円 | 25,000<br>千円  | 交付件数<br>67件<br>決算額<br>23,280<br>千円 | B  | H25年度は、申請状況により、交付件数および交付金額がH24年度を下回り、目標指数を達成できなかった。<br>目標指数は下回ったものの、地域団体が地域づくり交付金事業を活用することで、地域の課題解決や地域力の向上が図られ、市民協働・都市内地域分権が推進された。 | 市民生活部 | 市民協働・<br>地域分権推<br>進課 |
| 2                   | 民俗芸能伝承館経<br>常事業 | 民俗芸能の伝承と後継者育成のため、民俗芸能合同発表会などを開催する。また、民俗芸能・行事などを保存伝承している保存会の現状などについての調査を行う。   | 民俗芸能の伝承と後継者育成、民俗芸能・行事などの調査などを行うことで、市民文化の振興を図る。 | 伝統文化団体との連携による講座を実施し、担い手育成に努める。 | 講座の回数および参加者数                                 | 21回<br>600人   | 17回<br>1,185人                      | A  | 10団体による民俗芸能合同発表会を開催するとともに秋田民謡講座等を開催した。<br>いずれも多数の参加者があり好評であった。   | 教育委員会 | 民俗芸能伝<br>承館          |

○ 基本方針4の事業評価

|                  |                           |    |
|------------------|---------------------------|----|
| A (達成済み)         | 25年度目標値は達成済み。             | 28 |
| B (著しく遅れている又は困難) | 25年度目標値の達成が著しく遅れている、又は困難。 | 4  |
| —                | 目標指数の設定が困難なため、評価対象外である。   | 3  |

| No                                  | 取組内容・事業名           | 取組内容・事業の概要   | 取組内容・事業の目標  | 目標達成のための実施内容  | 目標指数                           | H25年度<br>目標指数     | H25年度末<br>実績値       | 評価 | 25年度進捗状況の説明   | 担当部局  | 担当課所<br>室    |
|-------------------------------------|--------------------|--|---|---|--------------------------------|-------------------|---------------------|----|---|-------|--------------|
| 基本方針5 あらゆる世代がお互いを認め合う地域と社会をつくりまします。 |                    |  |   |   |                                |                   |                     |    |   |       |              |
| 基本施策5-1 高齢者、高齢社会の捉え方の意識改革           |                    |  |   |   |                                |                   |                     |    |   |       |              |
| 個別施策5-1-1 学校教育における高齢者・高齢者に関する教育の推進  |                    |  |   |   |                                |                   |                     |    |   |       |              |
| 1                                   | 学校における絆づくりの推進      | 本市として、学校における絆づくりの方向性を各校に示すとともに、各校では「子どもが絆を実感できる体験活動」「家庭と学校の協力」「地域との連携」の3つの視点から教育活動を見直し、「〇〇小(中)絆づくり教育プラン」を作成し実践に取り組む。                       | 学校における地域の人材を有効に活用する。  | 「学校における絆づくりの推進」は、学校と家庭が協力し合う機会や学校と地域のつながりを深める機会の充実を図ることにより、子どもが家庭や地域の人々とのつながりの大切さを実感することができるよう配慮する。   | 各学校による主体的な教育活動であるため目標指数の設定はなし。 | ○                 | ○                   | -  | 「絆づくり教育プラン」のもと、小・中学校においては、家庭や地域の協力を得ながら行う学校行事や、郷土芸能・祭りの継承活動などの実践を積み重ねてきたことにより、子どもが人の絆の素晴らしさを実感することや、学校と家庭・地域の信頼関係の構築に成果があった。  | 教育委員会 | 学校教育課        |
| 2                                   | 環境教育や福祉教育の充実       | 高齢化等の福祉の現状や課題について理解を深めるとともに、高齢者や障がいのある人との交流や、体験活動の充実を図る。   | 学校における地域の人材や地域素材を有効に活用する。   | 「福祉教育の充実」においては、地域の福祉の現状や課題について理解を深めるとともに、高齢者や障がいのある人との交流や体験活動の充実を図ることにより、子どもたちに福祉の心を育むことをねらいとし、具体的な取組については、地域の実情や児童生徒の実態等に基づき、その年ごとに学校が主体的に教育活動を展開している。 | 各学校による主体的な教育活動であるため目標指数の設定はなし。 | ○                 | ○                   | -  | 地域の高齢者や障がいのある人々との交流活動をもとに、福祉施設への訪問活動や、老人クラブ等地域団体と共に伝統行事や清掃美化活動へ参加することにより、児童生徒が人とふれあう温かさを感じたり、相手の気持ちや立場を考えて行動したりするなど、心のバリアフリーをはぐむ取組の充実を図った。  | 教育委員会 | 学校教育課        |
| 個別施策5-1-2 高齢者、高齢社会に関するプラスイメージの創出    |                    |  |   |   |                                |                   |                     |    |   |       |              |
| 1                                   | 家族・地域の絆づくり推進事業     | 家族や地域の絆の大切さを啓発し、絆づくり意識の定着を図る。  | 「絆づくりイベントへの参加者数」および「絆づくりの認知度」の向上を図る。                                | 多様な世代の方がイベントに参加できるよう、開催場所や日時、周知方法を工夫する。また、絆づくりの認知度向上のため積極的にPRする。  | 絆づくりイベントへの参加者数、絆づくりの認知度        | 参加者800人<br>認知度55% | 参加者1,314人<br>認知度46% | B  | テレビ・ラジオや地元情報誌、フェイスブックなどを活用して広報をした結果、イベントへの参加者数は目標指数を上回ったが、認知度は目標指数には至らなかった。今後は新規事業を開催するなどして、より一層認知度の向上に努めていく。   | 市民生活部 | 市民協働・地域分権推進課 |
| 2                                   | 男女共生推進事業           | 男女共生フォーラムの開催、ネットワークニュースや広報等による啓発を行う。   | 様々な違いに関わらず、人権を尊重し合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共生社会へ向けた意識の醸成を図る。               | ・市民に広く男女共生意識を浸透させられる手法を検討する。<br>・男女共生の視点が各関連事業に取り入れられるよう、各部局との連携を強化していく。  | 男女共生フォーラムの参加者数                 | 1,300人            | 1,000人              | B  | 男女共生フォーラムについては積極的なPRを行ったが、参加者数は目標指数に届かなかった。次回以降の開催に向けて開催時期や内容について検討する。<br>また、既存の事業に加えて25年度からは街頭啓発活動も行った。今後も、より広く市民へ男女共生意識の浸透を図っていくこととする。  | 市民生活部 | 市民協働・地域分権推進課 |
| 3                                   | エイジフレンドリーシティ構想推進事業 | ・フォーラム、講演会等の開催を通じてエイジフレンドリーシティの啓発活動を進めるとともに、各種情報媒体を活用し、PR等を行う。<br>・エイジフレンドリーシティ実現に向けた自主的な活動を行うことを目的に設立された市民活動団体「エイジフレンドリーあきた市民の会」の活動を支援する。 | 市民一人ひとりがエイジフレンドリーシティの理念を理解し、高齢者が能力や経験、知識を十分に発揮できる高齢者にやさしい社会の確立を目指す。 | ・市民に広くエイジフレンドリーシティが浸透させられるよう、啓発活動を実施する。<br>・エイジフレンドリーシティの視点が各関連事業に取り入れられるよう、各部局との連携を強化していく。<br>・市民活動団体「エイジフレンドリーあきた市民の会」の活動を育成支援する。                     | エイジフレンドリーシティの認知度               | 70%               | 63.7%               | B  | エイジフレンドリーシティを実現するための考え方や、取り組むべき基本的方向を示した、行動計画を策定し、ホームページやパンフレット等で内容の周知を図った。また、海外専門家による講演会(職員研修、市民向け・企業向け講演会、総参加人数数:215人)、基調講演と映画上映によるフォーラム(延べ参加人数:445人)を開催し、理念の浸透を図った。エイジフレンドリーシティの普及啓発に寄与する市民活動団体「エイジフレンドリーあきた市民の会」に対しては、補助金を交付し活動を支援したほか、事業の企画・実施等をサポートしながら、行政との協働による取り組みを推進した。<br>しかし、市民のエイジフレンドリーシティに対する理解は十分に深まっているとはいえ、今後は、エイジフレンドリーシティカレッジの開催、通信の発行などを通して、市民への普及啓発に努めるほか、企業等への働きかけも行い、地域全体で取り組む体制構築を目指す。 | 福祉保健部 | 長寿福祉課        |
| 4                                   | いきいき長寿祝い事業         | 人生の区切りとなる節目の年に敬老の意を表すため、白寿(満99歳)を迎える方に祝い品を贈る。  | 長寿を祝福し、市民の敬老思想の高揚を図る。   | 市職員が直接対象者を訪問し、贈呈する。   | 対象者数                           | 98人               | 88人                 | A  | 9月から10月にかけて、対象者を市職員が直接訪問し、祝い品を贈り長寿を祝った。   | 福祉保健部 | 長寿福祉課        |
| 5                                   | 敬老会補助事業            | 地区社会福祉協議会が実施する敬老会へ補助する。  | 地域における敬老思想の啓発と、地区住民と高齢者の交流促進を図る。                                    | 地区における高齢者と住民のつながりを重視した敬老会開催を、各地区社協へ働きかける。   | 敬老会参加者数                        | 9,391人            | 8,478人              | B  | 高齢者と住民のつながりがある敬老会開催を各地区社協へ働きかけをした。  | 福祉保健部 | 長寿福祉課        |



| No                              | 取組内容・事業名     | 取組内容・事業の概要   | 取組内容・事業の目標  | 目標達成のための実施内容   | 目標指数                 | H25年度<br>目標指数 | H25年度末<br>実績値 | 評価 | 25年度進捗状況の説明  | 担当部局  | 担当課所<br>室 |
|---------------------------------|--------------|--|---|--|----------------------|---------------|---------------|----|--|-------|-----------|
| 6                               | 老人保健福祉月間の実施  | 高齢社会および高齢者への理解を深め、思いやりの心を育てることを目的に、老人保健福祉月間にふさわしい標語、ポスターデザインを児童・生徒から募集する。  | 老人保健福祉月間を契機に、世代を越えて市民一人ひとりが高齢者の問題や高齢社会を身近なものとして理解し、考える機会をつくる。 | 市内の小学校3校から20作品ずつ標語を募集する。   | 標語の募集数               | 60作品          | 68作品          | A  | 老人保健福祉月間啓発用標語およびポスターデザインを市内3小学校から募集し、標語・ポスターデザイン表彰式を実施した。老人福祉月間の啓発用ポスター、リーフレット、ポケットティッシュを作成し、市内福祉施設、関係機関等に配布、掲示し、広く周知を図った。 | 福祉保健部 | 長寿福祉課     |
| <b>基本施策5-2 高齢者の声が届きやすい体制づくり</b> |              |  |   |  |                      |               |               |    |  |       |           |
| <b>個別施策5-2-1 相談体制の充実</b>        |              |  |   |  |                      |               |               |    |  |       |           |
| 1                               | 消費生活相談事業     | 消費者トラブルに遭いやすい高齢者を中心に消費生活出前講座を実施する。   | 消費者啓発の充実を図り、高齢者の消費者被害を未然に防止する。                                | 消費生活出前講座のPRと申請のあった団体へ講師を派遣する。  | 出前講座 年間30回           | 100%          | 216%<br>(65回) | A  | 市内の各老人クラブ等へ案内を送付してPRを行い、申請のあった団体に出前講座を実施した。  | 市民生活部 | 市民相談センター  |
| <b>個別施策5-2-2 高齢者の権利擁護</b>       |              |  |   |  |                      |               |               |    |  |       |           |
| 1                               | 成年後見制度利用支援事業 | 身寄りのない重度の知的障がい者等に対し、必要と認めた場合は、成年後見制度の申立に要する経費および後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。申立経費の助成は、一時立て替え払いであり、後見人等が選任された後に被後見人等の財産から償還を受ける。 | 成年後見制度の利用について支援する。  | 対象者のうち、成年後見等開始申立手続費用等の支払能力に乏しい者に係る申立経費と後見人等選任後の報酬について、その全部又は一部を助成する。 | 必要と認めた方への対応率         | 100%          | 100%          | A  | 1 審判申立<br>市長申立1件<br>申立費用を補助した。<br>2 成年後見人等に対する報酬助成<br>対象者1名<br>助成金額は、報酬付と審判額と同額<br>市長申立以外で選任された成年後見人に対する報酬助成               | 福祉保健部 | 障がい福祉課    |
| 2                               | 成年後見制度利用支援事業 | 判断能力が低下した身寄りのない高齢者等の、自己決定の尊重と権利の擁護を図るため、必要と認めた場合、成年後見制度の申立に要する経費および後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。                                | 各地域包括支援センターと連携した制度の周知を図る。                                     | 地域包括支援センターとの連携を深める。  | 地域包括支援センターの年間相談件数の合計 | 225件          | 169件          | B  | 地域包括支援センターと連携し成年後見制度および事業の周知を図ったが、目標に届かなかった。引き続き各地域包括支援センターと連携し、成年後見制度と支援事業の周知を図りたい。                                       | 福祉保健部 | 長寿福祉課     |

○ 基本方針5の事業評価

|                  |                           |   |
|------------------|---------------------------|---|
| A (達成済み)         | 25年度目標値は達成済み。             | 4 |
| B (著しく遅れている又は困難) | 25年度目標値の達成が著しく遅れている、又は困難。 | 5 |
| —                | 目標指数の設定が困難なため、評価対象外である。   | 2 |

| No                                 | 取組内容・事業名                    | 取組内容・事業の概要  | 取組内容・事業の目標  | 目標達成のための実施内容  | 目標指数                               | H25年度<br>目標指数  | H25年度末<br>実績値            | 評価 | 25年度進捗状況の説明   | 担当部局   | 担当課所<br>室    |
|------------------------------------|-----------------------------|---|---|---|------------------------------------|----------------|--------------------------|----|---|--------|--------------|
| 基本方針6 高齢者の就業や市民参加の機会を増やします         |                             |   |   |   |                                    |                |                          |    |   |        |              |
| 基本施策6-1 ボランティア活動の機会の整備             |                             |   |   |   |                                    |                |                          |    |   |        |              |
| 個別施策6-1-1 高齢者のボランティア活動の促進と受け入れ先の整備 |                             |   |   |   |                                    |                |                          |    |   |        |              |
| 1                                  | 秋田市民交流プラザ市民活動育成・支援事業        | 市民交流サロンにおいて、市民活動の育成・支援を目的とした各種講座の開催や情報提供、市民活動アドバイザーによる相談業務を行うなど、市民活動に参加しやすい環境の整備を図る。  | 高齢者のボランティア活動の促進と受け入れ先の整備を図る。  | 市民活動アドバイザーによる相談業務を継続して行っていか、各種事業を通して市民活動の底辺拡大を図り、高齢者の社会参加の機会を増やす。                                     | 市民活動アドバイザー相談者数                     | 300人           | 262人                     | B  | 市民活動アドバイザーによる相談・情報提供件数は減少傾向にあり、目標達成に至らなかったが、団体等の主体的な活動によるミーティングスペースの利用回数が大幅に増加している(21年度410回→25年度586回)。これは、相談・情報提供の主な対象であるボランティア団体・NPO等が組織として成長したことや、インターネットの飛躍的な発達によって、自分たちで情報の収集が可能になったことなどから、アドバイザーへの相談・情報提供件数が減少したものと考えられる。よりレベルの高い要望にも対応できるようアドバイザーのスキルアップを図ると共に、相談業務等の周知にも引き続き努めていく。 | 市民生活部  | 秋田市民交流プラザ管理室 |
| 2                                  | ボランティアセンター運営事業              | 秋田市社会福祉協議会への委託事業。ボランティアセンターであらゆる年代の人々による福祉ボランティアの希望者の登録・紹介・調整・相談事業を行う。  | 福祉ボランティア活動に対する市民の理解と関心を広め、活動希望者や団体など幅広い担い手の増加を図る。                         | コーディネーターの設置や各種ボランティア講座の実施、広報活動等の充実による活動希望者と派遣希望者のマッチアップの促進を図る。  | 登録人数                               | 5,845人         | 5,771人                   | B  | ボランティアコーディネーターが中心となり、福祉ボランティアの登録・紹介・調整・相談のほか、ボランティア養成講座、ボランティア活動の啓発・広報活動等を行った。個人の登録人数は増加したが、所属人数の多い団体の登録が抹消となり、全体の登録人数が減少した。今後もボランティア情報誌等の広報活動を通じ、登録者数増加に向け、市社協に働きかけを行う。  | 福祉保健部  | 福祉総務課        |
| 3                                  | 介護支援ボランティア制度運営経費            | 高齢者が介護施設で行ったボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、その高齢者の申し出により、ポイントを換金した交付金等を交付する。  | 介護支援ボランティア活動者的高齢者に対する割合を増加させる。  | 登録説明会を定期的に実施するとともに、広報、新聞、テレビ、ラジオ等の媒体を利用して、ボランティア活動登録者の増加を図る。  | 介護支援ボランティア登録者数/高齢者数(要介護状態にある者を除く。) | 0.6%           | 0.046%<br>(280人/60,586人) | B  | 広報あきたやホームページ、リーフレット、市政テレビ番組等で事業や講習会について周知した。また、活動について理解しやすいよう、広報広聴課に依頼し紹介ビデオを作成し登録講習会に活用した。   | 福祉保健部  | 長寿福祉課        |
| 4                                  | 傾聴ボランティア養成事業                | 中高年者を対象として、「人の気持ちに寄り添い、その人の話を否定することなく、受け止めて「聴く」心のケアのボランティア」の傾聴ボランティア養成研修を開催する。  | 傾聴ボランティア養成講座受講者の増加およびボランティア活動者の増加を図る。                                     | 市の広報紙等で広く講座の周知を行う。また、講座受講後の活動状況等について紹介するなどし、「傾聴ボランティア」への興味・関心を持ってもらう。                                 | 養成講座受講者数                           | 150人           | 83人                      | B  | 7月に前年度養成講座受講者を対象としたスキルアップ講座を1回実施し、10、11月に傾聴初心者を対象とした養成講座を計2回実施した。講座では実際にボランティア活動を行う上での疑問点に答えるなど、今後の活動につながる内容とした。  | 福祉保健部  | 長寿福祉課        |
| 5                                  | 放課後子どもプラン推進事業(放課後子ども教室推進事業) | 地域の様々な資質を有する大人の参画を得て、児童館等において、放課後の子どもたちに健全な遊びや体験・交流・学習の場を提供する。  | 児童館運営委員会や地域のボランティア組織である児童育成クラブ等地域の方々との参画を得て、子どもたちの社会性、自主性、創造性等豊かな人間性を育てる。 | 児童館等の開設に合わせて児童育成クラブの発足を支援する。また、地域により協力体制に隔たりがあることから、児童館運営委員協議会や児童育成クラブ世話人協議会と協議しながら地域の協力体制の再整備を進めていく。 | 児童育成クラブ活動回数                        | 2,600回         | 2,609回                   | A  | 地域の様々な資質を有する児童育成クラブの参画を得て、児童館等において、放課後の子どもたちに健全な遊びや体験・交流・学習の場を提供した。その活動回数は2,609回となっている。   | 子ども未来部 | 子ども育成課       |
| 6                                  | 放課後子どもプラン推進事業(放課後児童健全育成事業)  | 昼間、保護者のいない家庭の児童に生活と遊びの機会を提供する「放課後児童クラブ」の運営を、保護者会や社会福祉法人等に委託し、留守家庭児童等の健全育成活動を行う。   | 児童の健全育成に対し関心のある高齢者を指導員、あるいは臨時職員などを採用し、また、ボランティアを募ることにより放課後児童クラブの運営を充実させる。 | 放課後児童クラブに機会ある毎に高齢者の採用、ボランティアの受け入れについて検討してもらう。   | 放課後児童クラブ数                          | 7クラブ           | 9クラブ                     | A  | 児童の健全育成に関心のある高齢者を指導員、指導員補助者として採用することにより、放課後児童クラブの健全育成活動、運営の充実をはかった。   | 子ども未来部 | 子ども育成課       |
| 7                                  | ファミリー・サポート・センター運営事業         | ファミリー・サポート・センターは、地域において子育ての援助を行いたい人(協力会員)および援助を受けたい人(利用会員)を組織化し、市民相互の援助活動を行うことにより、働きながら安心して子育てができるような環境づくりに資するとともに、地域において子育て機能の充実を図る。 | 地域の子育て支援体制の充実を図る。   | 会員の募集、登録、講習会の実施、会報誌の作成等を実施する  | 利用会員数、協力会員数                        | 1,920人<br>388人 | 2,124人<br>413人           | A  | 25年度から事業PRの拡大や利用料助成事業を実施したことから登録会員数が増加した。   | 子ども未来部 | 子ども未来センター    |

| No                            | 取組内容・事業名             | 取組内容・事業の概要   | 取組内容・事業の目標   | 目標達成のための実施内容   | 目標指数                 | H25年度<br>目標指数 | H25年度末<br>実績値 | 評価 | 25年度進捗状況の説明   | 担当部局 | 担当課所    |
|-------------------------------|----------------------|--|--|--|----------------------|---------------|---------------|----|---|------|---------|
| <b>基本施策6-2 高齢者の就業の場の確保</b>    |                      |  |  |  |                      |               |               |    |   |      |         |
| <b>個別施策6-2-1 高齢者の就業支援</b>     |                      |  |  |  |                      |               |               |    |   |      |         |
| 1                             | 高齢者就業機会確保事業費補助金      |  | 定年退職後の高齢者が自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実を図る。                           | シルバー人材センターの受注業務および会員数の拡大と経営基盤の確立を図る。                           | 会員数                  | 850人          | 824人          | A  | 高齢者の就業援助を行うシルバー人材センターに対し、事業運営費の補助を行った。同センターでは、就業開拓推進員による会員増加の広報活動を実施し、会員数が前年比で32人増加した。なお、達成率は96.9%であり、概ね達成したものと判断する。  | 商工部  | 商工労働課   |
| 2                             | 担い手育成・確保事業           | 1 農業経営の改善に必要な研修会、視察研修の開催<br>2 担い手の掘り起こし活動<br>3 集落営農の組織化および法人化支援  | 認定農業者等担い手の育成・確保  | 各種研修会の開催、担い手への情報提供   | 認定農業者を平成27年までに500経営体 | 430           | 403           | B  | 更新時期を迎えた認定農業者が、高齢等を理由に更新をしない農業者が多かったものの、一方で法人の認定農業者が増加した。   | 農林部  | 農業農村振興課 |
| <b>個別施策6-2-2 キャリア形成支援</b>     |                      |  |  |  |                      |               |               |    |   |      |         |
| <b>基本施策6-3 高齢者の雇用環境の整備</b>    |                      |  |  |  |                      |               |               |    |   |      |         |
| <b>個別施策6-3-1 雇用環境の整備</b>      |                      |  |  |  |                      |               |               |    |   |      |         |
| <b>個別施策6-3-2 多様な勤務形態の環境整備</b> |                      |  |  |  |                      |               |               |    |   |      |         |
| <b>基本施策6-4 高齢者の起業への支援</b>     |                      |  |  |  |                      |               |               |    |   |      |         |
| <b>個別施策6-4-1 高齢者の企業支援</b>     |                      |  |  |  |                      |               |               |    |   |      |         |
| 1                             | チャレンジオフィスあきた入居者等支援経費 | ○新規創業者にチャレンジオフィスあきたの創業支援室を低廉な料金で提供するとともに、当該施設に配置する専門職員が指導・助言を行い、入居企業の経営の安定・成長を促進する。<br>○市内中小企業からの各種経営相談に専門職員が対応し、経営改善や新規事業展開を支援する。 | 創業者に対し事業に必要な知識、ノウハウといったソフト支援サービスを行い、企業の育成と経営基盤の強化、本市経済の活性化を図る。 | 支援対象者の掘り起こしのため、各種セミナー等を通じて、チャレンジオフィスあきたの機能を外部へ向けて積極的に情報発信していく。 | 独立企業数                | 28            | 25            | B  | 25年度は新規入居が2件、独立企業が1社であった。起業家向けビジネスセミナーを2回開催し、起業者の掘り起こしを行ったほか、広報あきたや市ホームページを活用し、チャレンジオフィスあきたのPRに努めた。目標達成には入居者増が課題であることから、今後も、各種PR等により入居促進を図るとともに、入居者への積極的な支援を行い、独立企業数の増加につなげていく。 | 商工部  | 商工労働課   |
| 2                             | 6次産業化起業・事業拡大支援事業     | 1 六次産業担当官や6次産業化専門員等の専任指導員の配置による情報発信、相談体制の充実<br>2 農家レストラン・農家民宿の整備、加工施設等整備に対する助成<br>3 商品開発等に対する助成<br>4 秋田市6次産業化懇話会の運営                | 年齢問わず、新たに6次産業化に取り組む農業者等をハード・ソフト両面から支援し、農家所得の向上を図る。             | 6次産業化に取り組む意欲のある農業者等の発掘、支援。                                     | 取組支援事例数              | 5件            | 7件            | A  | 専任のスタッフによる支援体制が整い、個別の相談に適宜対応しているほか、各種研修等を通じて、6次産業化に興味を持つ人が拡大し、実際に事業化に取り組む人も増えてきている。   | 農林部  | 農林総務課   |
| 3                             | 新規就農支援事業             | 1 フロンティア農業者研修<br>2 新規就農総合支援事業<br>3 農業経営テイクオフ支援事業<br>4 新規就農者への各種支援  | 担い手を育成・確保する。   | 各種研修会の開催、担い手への情報提供を行う。   | 認定農業者を平成27年までに500経営体 | 430件          | 403件          | B  | 更新時期を迎えた認定農業者が、高齢等を理由に更新をしない農業者が多かったものの、一方で法人の認定農業者が増加した。   | 農林部  | 農業農村振興課 |
| 4                             | 都市・農村交流促進事業          | 農家民宿等の開業支援や農村資源のPRを行い、都市と農村の交流拡大に向けた取組を行う。   | 都市と農村の交流人口の増加、農村地域の活性化を図る。                                     | 都市と農村との交流活動に対する支援を行う。  | 都市・農村交流活動参加者数        | 900人          | 743人          | B  | 受入農家の減少と冬季イベントの開催が困難となっている。今後は新規受入農家や法人等を確保し、イベントの拡大と定着を図る。   | 農林部  | 農業農村振興課 |
| 5                             | 農業法人経営支援事業           | 農業法人の機械の整備や直売施設等の導入支援を行う。  | 認定農業者等担い手を育成・確保する。   | 各種研修会の開催、担い手への情報提供を行う。   | 認定農業者を平成27年までに500経営体 | 430           | 403           | B  | 更新時期を迎えた認定農業者が、高齢等を理由に更新をしない農業者が多かったものの、一方で法人の認定農業者が増加した。   | 農林部  | 農業農村振興課 |

○ 基本方針6の事業評価

|                  |                           |   |
|------------------|---------------------------|---|
| A (達成済み)         | 25年度目標値は達成済み。             | 5 |
| B (著しく遅れている又は困難) | 25年度目標値の達成が著しく遅れている、又は困難。 | 9 |
| —                | 目標指数の設定が困難なため、評価対象外である。   | 0 |



| No                         | 取組内容・事業名       | 取組内容・事業の概要   | 取組内容・事業の目標                                     | 目標達成のための実施内容  | 目標指数  | H25年度<br>目標指数 | H25年度末<br>実績値 | 評価 | 25年度進捗状況の説明  | 担当部局  | 担当課所<br>室 |
|----------------------------|----------------|--|--|---|---|---------------|---------------|----|--|-------|-----------|
| 基本方針7 高齢者の情報環境を整備します       |                |  |  |   |   |               |               |    |  |       |           |
| 基本施策7-1 高齢者がわかりやすい情報の提供    |                |  |  |   |   |               |               |    |  |       |           |
| 個別施策7-1-1 高齢者向け情報の提供       |                |  |  |   |   |               |               |    |  |       |           |
| 1                          | 文書管理費          | 分かりやすい文書を作成するための表記方法（文字の大きさ、字体、配置等）を定める。   | 市民向けの文書などの情報発信を分かりやすく、見やすくする。                  | 各課が保有する市民向けの申請書・請求書・届出書の件数を調査・分析し、その結果を公表し、12ポイント以上が望ましい場合は、指導していく。 | 文字の大きさが12ポイント未満の市民向けの申請書・請求書・届出書件数/市民向けの申請書・請求書・届出書件数           |               | ○             | -  | 前年度に実施した12ポイント未満の市民向け申請書・請求書・届出書に関する調査結果を踏まえ、12ポイント以上に修正可能なものについて指導した。平成25年度にその進捗状況を把握するため実施した2回目の調査の結果、前年度の721種類のうち修正等により87種類が減少したものである。  | 総務部   | 文書法制課     |
| 基本施策7-2 高齢者が情報を入ししやすい環境づくり |                |  |  |   |   |               |               |    |  |       |           |
| 個別施策7-2-1 多様な媒体による情報提供     |                |  |  |   |   |               |               |    |  |       |           |
| 1                          | 避難標識設置経費       | 避難標識を指定避難場所に設置するほか、津波避難標識を津波避難ビル、指定津波避難場所等へ設置し、地域住民に対し避難場所の啓発を促す。  | 未設置場所10か所に避難場所標識の設置を行うほか、津波避難場所標識等の設置をする。      | 地域住民に対し、的確に避難場所の啓発を促すほか設置場所を選定する。                                   | 平成25年度までの設置総数182か所  |               | 182か所         | A  | 平成24年度までに設置した92か所に加えて、避難場所標識8基（1基津波避難場所標識と重複）、津波避難ビル標識25施設、津波避難場所標識45基（1基避難場所標識と重複）津波避難標識8基、避難方向（誘導）標識5基を設置した。   | 総務部   | 防災安全対策課   |
| 2                          | 災害ハザードマップ作成経費  | 被害想定区域等や避難場所等を地図上に表した災害ハザードマップを作成し対象世帯へ配布する。   | 対象世帯へハザードマップを配布する。                             | 市広報紙「広報あきた」と同時配布する。   | 対象世帯配布率   |               | 100%          | A  | 県の津波浸水想定に基づく津波ハザードマップを作成し、市内全戸に配布した。   | 総務部   | 防災安全対策課   |
| 3                          | 防災ネットあきた運用経費   | 災害の種類や規模に応じた情報を、より迅速かつ正確に住民や防災関係機関等へ提供する。  | 登録促進のため市民へ広報を行うと共に、自主防災組織や市職員の登録促進を図る。         | 市ホームページ等に掲載し周知を図る。  | 防災ネットあきたは、市内在住の有無を問わず、情報配信を希望するかたに対するサービス提供になるため、目標指数の設定は困難である。 |               | ○             | -  | 登録者のさらなる増加のためにチラシを作成し、市内の携帯電話会社直営販売店の店頭で配布した。  | 総務部   | 防災安全対策課   |
| 4                          | 広報活動費          | 市広報紙「広報あきた」に高齢者向けの情報を掲載する際、通常の記事より文字を大きくし見やすさを配慮する。  | 市広報紙「広報あきた」に掲載する高齢者向け情報は、文字の大きさ・色など、見やすさに配慮する。 | 高齢者向け情報を一つのコーナーにするなど、レイアウトも含め見やすさに配慮する。                             | 掲載する情報の有無も含め、各号毎に編集内容が異なるため目標指数の設定は困難である。                       |               | ○             | -  | 定期的に開催されている高齢者向けの健康教室などを一つのコーナーにして掲載した。また、文字の大きさ・色など、見やすさを第一に考慮したレイアウトを作成した。   | 企画財政部 | 広報広聴課     |
| 5                          | まちあるき観光推進事業    | まちあるき観光を推進するための事業を実施する。<br>○「おもてナビ」によるまちあるきルートを活用し、まちあるきの推進を図る。  | 高齢者をはじめ、より多くの老若男女に楽しんでいただき、本市への滞在を促す取組を達成する。   | 高齢者等へまちあるきパンフレットを配布する。  | パンフレット作成数   |               | 10,000部       | A  | パンフレットの作成・配布はもとより、まちあるき観光コースが、高齢者でも楽しめる短いコースになっていることから、高齢者にもまちあるき観光を楽しんでいただけている。   | 商工部   | 観光物産課     |
| 6                          | 選挙常時啓発経費       | 市内各地域の市民サービスセンター、公民館のまつりを利用し、選挙の啓発用品を配布する。   | 選挙の啓発を行い投票率の向上を図る。                             | 啓発用品の配布等を行う。  | 投票率   |               | 61%           | B  | 投票率の低下は、全国的な傾向であり、継続して啓発を行うことが重要と考えている。選挙がない時期でも政治や選挙について考えるきっかけとなるように、市内各地域の市民サービスセンター、公民館でのまつりを利用して啓発用品を配布するほか、25年度からはSNSを活用した啓発を行い、今年度も継続している。また、選挙時啓発では、選挙公報の文字を大きくし、政策を伝えやすくする予定である。さらに、啓発のほかにも、駅や商業施設のように買い物等のついでに投票が可能な場所への期日前投票所の設置など、投票しやすい環境の整備を行っている。 |       | 選挙委員会事務局  |
| 7                          | 文化財イラストマップ作成事業 | 市内に点在する文化財と文化施設を紹介するイラストマップ作成と、それを使用した文化財散策会を実施する。マップは、市民に地域の文化財・文化施設を身近に感じられるような工夫をするため、市民とワークショップを行い、マップ原案を作成する。 | 高齢者にもわかりやすいマップを作成する。                           | 各種学習講座やボランティア活動等を行っている高齢者を中心に、本事業への参加を呼びかける。                        | ワークショップへの高齢者参加割合  |               | 50%           | B  | 幅広い年代が参加する事業であるため、高齢者への呼びかけに力を入れても、その他の年代層の参加も多いのが実情である。   | 教育委員会 | 文化振興室     |

| No                     | 取組内容・事業名             | 取組内容・事業の概要   | 取組内容・事業の目標                                | 目標達成のための実施内容                          | 目標指数   | H25年度<br>目標指数 | H25年度末<br>実績値                       | 評価                    | 25年度進捗状況の説明  | 担当部局  | 担当課所<br>室 |
|------------------------|----------------------|--|---|---------------------------------------|--|---------------|-------------------------------------|-----------------------|--|-------|-----------|
| 個別施策7-2-2 窓口サービスの向上    |                      |  |   |                                       |  |               |                                     |                       |  |       |           |
| 1                      | 地域情報化推進経費(電子自治体化の推進) | 市ホームページの情報が見やすいように音声読み出し、文字の拡大、色の変更などを容易にするソフトウェアを導入する。公共施設案内・予約システムおよび電子申請システムの携帯電話・スマートフォン対応を行う。電子申請システムによる申請・届出を拡大する。 | 高齢者および関係者がICT機器の利用により、簡易な手続を行える情報環境に配慮する。 | わかりやすく見やすい画面にするとともに、自宅で手続できる申請項目を増やす。 | 電子申請受付件数<br>H24年度実績2,977件  |               | ○<br>25年度電子申請受付件数<br>5,058件         | ○<br>調整しながら<br>拡大実施予定 | 高齢者の間口除雪登録や乳がん検診の申込など、申請メニューを増やしたことから、利用件数が大幅に増加した。  | 企画財政部 | 情報統計課     |
| 2                      | 市民相談事業               | 市民相談のほか、専門機関の協力を得て各種専門相談を実施する。また、市民への補償や賠償に備え、市民総合賠償補償保険に加入する。<br>1 案内データベースによる情報管理の充実<br>2 専門機関との連携<br>3 職員の対応能力の向上     | 市民が抱える様々な悩みや相談等に応じ、適切な相談機関や窓口を紹介する。       | 相談者の相談、苦情、問い合わせの趣旨を的確に捉え、適切な対応に努める。   | 市民から寄せられる相談は、社会情勢の変化や自然災害の影響等により内容が様々なので、件数の増減も推計し難いことから、目標指標の設定はなし。 |               | ○<br>市民相談<br>4,115件<br>専門相談<br>544件 | ○                     | 市民相談は4,115件あり、その内訳は、行政に関する相談・苦情・要望等が1,020件、民事に関する相談・苦情・要望等が1,227件、行政に関する問い合わせが1,341件、民事に関する問い合わせが527件あり、適切な相談機関や窓口を紹介した。専門相談は544件実施した。 | 市民生活部 | 市民相談センター  |
| 基本施策7-3 高齢者の情報発信を支援    |                      |  |   |                                       |  |               |                                     |                       |  |       |           |
| 個別施策7-3-1 情報機器の利用支援    |                      |  |   |                                       |  |               |                                     |                       |  |       |           |
| 個別施策7-3-2 使いやすい情報機器の普及 |                      |  |   |                                       |  |               |                                     |                       |  |       |           |

○ 基本方針7の事業評価

|                  |                           |   |
|------------------|---------------------------|---|
| A (達成済み)         | 25年度目標値は達成済み。             | 3 |
| B (著しく遅れている又は困難) | 25年度目標値の達成が著しく遅れている、又は困難。 | 2 |
| —                | 目標指数の設定が困難なため、評価対象外である。   | 5 |

| No                                     | 取組内容・事業名           | 取組内容・事業の概要   | 取組内容・事業の目標   | 目標達成のための実施内容   | 目標指数                                   | H25年度<br>目標指数 | H25年度末<br>実績値 | 評価 | 25年度進捗状況の説明  | 担当部局  | 担当課所   |
|--|--------------------|--|--|--|--|---------------|---------------|----|--|-------|--------|
| 基本方針8 保健、福祉、医療サービスを充実させ、地域社会の支援体制を整えます |                    |  |  |  |  |               |               |    |  |       |        |
| 基本施策8-1 保健、福祉、医療情報の提供                  |                    |  |  |  |  |               |               |    |  |       |        |
| 個別施策8-1-1 わかりやすい情報の提供                  |                    |  |  |  |  |               |               |    |  |       |        |
| 1                                      | コミュニケーション支援事業      | 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある高齢の障がい者に、手話通訳等の方法により、高齢の障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る。 | 視覚や聴覚などに障がいのある高齢者が安心して生活できるよう、情報保障に努める。  | 手話通訳者の増員や要約筆記者の設置を図りながら、手話通訳者等派遣事業（平成25年度からは意思疎通支援者派遣事業）を継続して行う。 | 派遣要請に対応できた率（市が必要と認めるもの）                | 100%          | 100%          | A  | 設置手話通訳者3人 対応実績1,952人<br>派遣手話通訳者12人 対応実績263人<br>派遣要約筆記奉仕員22人 対応実績95人  | 福祉保健部 | 障がい福祉課 |
| 2                                      | 地域包括支援センター運営事業     | 地域包括ケアを推進する地域の拠点である地域包括支援センターを、平成25年度に中央圏域に2か所、北圏域に3か所の計5か所、平成26年度に、東、西、南圏域にそれぞれ1か所の計3か所増設し、合計18か所にする。         | 地域包括ケアを推進する基盤づくりのため、地域包括ケア会議の充実を図る。  | 基幹型地域包括支援センターと市が協働し、地域包括ケア会議の開催支援を行う。                            | 地域包括ケア会議開催回数                           | 34回           | 46回           | A  | 地域包括支援センターを5か所増設し、15か所のセンターで高齢者の総合的な支援を行った。また、26年度に増設する3か所について事業者の公募・選定を行った。基幹型地域包括支援センターと連携し、各地域包括支援センターで地域ケア会議を実施するよう支援した。 | 福祉保健部 | 長寿福祉課  |
| 基本施策8-2 相談窓口の整備                        |                    |  |  |  |  |               |               |    |  |       |        |
| 個別施策8-2-1 相談体制の整備                      |                    |  |  |  |  |               |               |    |  |       |        |
| 1                                      | 相談支援等事業            | 障がいのある高齢者の相談に応じ、必要な情報提供、助言およびその他の障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行う。   | 1 相談支援等事業や成年後見制度利用支援事業、障がい者虐待防止に関する業務等を包括的に行うことのできる基幹相談支援センターを平成29年度までに設置する。<br>2 計画期間内にすべてのサービス利用者のサービス等利用計画が作成され、適正に運用していただけるような指定特定相談支援事業者の体制を整備する。 | 地域自立支援協議会や同相談支援部会で協議等を実施する。                                      | すべてのサービス利用者のサービス等利用計画が作成され、適正に運用される割合  | 67%           | 50%           | B  | ・対象となるサービス等利用計画が2,000件と膨大であり、またサービス未利用者も含まれているため、作業に予想外の時間がかかっている。<br>・各自業者間での作成件数の平準化や、セルフプランを活用して、計画達成に取り組んでいく。            | 福祉保健部 | 障がい福祉課 |
| 2                                      | 【再掲】地域包括支援センター運営事業 |  |  |  |  | 34回           | 46回           | A  | 地域包括支援センターを5か所増設し、15か所のセンターで高齢者の総合的な支援を行った。また、26年度に増設する3か所について事業者の公募・選定を行った。基幹型地域包括支援センターと連携し、各地域包括支援センターで地域ケア会議を実施するよう支援した。 | 福祉保健部 | 長寿福祉課  |
| 3                                      | 介護家族健康教育事業         | 介護家族が主催するつどいへの支援、通信誌「どすこい通信」の発行を行う。  | 介護者の健康の保持・増進を図る。   | どすこい通信の内容を充実させるように心がけ、広く介護者に配布できるよう関係機関への周知に努める。                 | どすこい通信配布数                              | 733           | 951           | A  | 介護者の健康の保持・増進のために健康情報の提供として通信を発行した。また、広く介護者に配布できるよう民生委員に周知し協力を得た。   | 保健所   | 保健予防課  |
| 4                                      | 精神保健対策事業           | 精神障がい者の社会復帰と社会参加を図るよう訪問支援、相談活動を行う。また精神障がい者への理解を深めるとともに、市民の心の健康保持・増進のため各種事業を行う。                                 | 高齢者の心の健康について、市民の理解の増進を図る。  | 市民の心の保持・増進のための相談対応等各種事業において、高齢期の心の健康や病気に関する事にも対応する。              | 高齢者の心の健康についての相談等への対応のため、目標指数の設定は困難である。 | ○             | ○             | -  | 高齢期の心の健康や精神疾患等のさまざまな悩みを抱える市民に対し、精神科医や保健師が電話や面接による相談を行った。   | 保健所   | 健康管理課  |
| 基本施策8-3 保健、福祉、医療サービスの充実                |                    |  |  |  |  |               |               |    |  |       |        |
| 個別施策8-3-1 地域における包括的なケアの充実              |                    |  |  |  |  |               |               |    |  |       |        |
| 1                                      | 障がい者プラン推進経費        | 障がい者に関する各種サービス等を記載した冊子「障がい者のためのくらしのしおり」の掲載内容について、障がいのある高齢者にも見やすく利用しやすい内容とし、該当者に漏れなく広く配布するとともに掲載内容について説明する。     | 障がいのある高齢者に対する障がい福祉サービスの周知を図る。  | 「障がい者のためのくらしのしおり」を障がい者手帳等の交付時に配布し、主要部分についての説明を今後も継続していく。         | ホームページ「障がい者のためのくらしのしおり」へのアクセス件数        | 4,700件        | 2,833件        | B  | 市民の方がアクセスしやすく、必要な情報を見つけやすいホームページ作成を心掛けた。今後も引き続き、掲載内容を工夫するなどしたホームページを作成していく。  | 福祉保健部 | 障がい福祉課 |
| 2                                      | 【再掲】高齢者軽度生活援助事業    |  |  |  |  | 7,937人        | 7,936人        | A  | 雪寄せ作業の利用回数を、従来の週1回から週2回に増やした。  | 福祉保健部 | 長寿福祉課  |
| 3                                      | 老人保護措置費            | 環境上の理由および経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者等を養護老人ホームに入所委託する。  | 高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備等を行い、また高齢者等によるきめ細やかな入所者サービスの向上を図るため、養護老人ホーム3施設で雇用を生み出す。  | 養護老人ホームに高齢者等を非常勤職員として雇用した場合の措置費加算制度について周知を図る。                    | 年間総雇用時間数1,200時間以上                      | 3施設400時間以上の雇用 | 0             | B  | 養護老人ホームに高齢者等を非常勤職員として雇用した場合の措置費加算制度について周知した。   | 福祉保健部 | 長寿福祉課  |



| No                       | 取組内容・事業名                   | 取組内容・事業の概要  | 取組内容・事業の目標  | 目標達成のための実施内容   | 目標指数                              | H25年度<br>目標指数 | H25年度末<br>実績値  | 評価 | 25年度進捗状況の説明   | 担当部局  | 担当課所<br>室 |
|--------------------------|----------------------------|---|---|--|-----------------------------------|---------------|----------------|----|---|-------|-----------|
| 4                        | 介護保険事業計画<br>策定経費           | 介護保険事業計画（高齢者プラン）の策定に関する経費   | アンケートを実施し地域における高齢者の実態把握と基礎データ収集を行い、第6期介護保険事業計画を含めた第8次高齢者プラン策定に活用する。               | アンケートの内容について、次期高齢者プランの基本構想に合わせて検討を進める。                                     | 計画策定自体が目標であり、目標指数化にはそぐわないため設定しない。 | ○             | —              | —  | 市内を、中央・東・西・南・北の5つに分けた「日常生活圏域」ごとに65歳以上高齢者を800名抽出し、計4,000名を対象とし、高齢者のニーズや地域の課題を把握するためのアンケート調査を実施した。調査結果は、平成26年度に策定する第6期介護保険事業計画を含めた第8次高齢者プラン策定に活用することとしている。  | 福祉保健部 | 長寿福祉課     |
| 5                        | 【再掲】地域包括<br>支援センター運営<br>事業 |   |   |  |                                   | 34回           | 46回            | A  | 地域包括支援センターを5か所増設し、15か所のセンターで高齢者の総合的な支援を行った。また、26年度に増設する3か所について事業者の公募・選定を行った。基幹型地域包括支援センターと連携し、各地域包括支援センターで地域ケア会議を実施するよう支援した。  | 福祉保健部 | 長寿福祉課     |
| 個別施策8-3-2 生涯にわたる健康づくりの推進 |                            |   |   |  |                                   |               |                |    |   |       |           |
| 1                        | 食育のあり方の検討                  | 食育に関連する市の実施事業を把握する。   | 本市としての食育の方向性を定め、食育推進計画のもと、市内連携して取り組むことにより、市民の「食」に関する意識や理解を深め、健康で豊かな人間性を育む。        | スケジュールに従って平成27年度に次期計画を策定する。  | 計画策定であるため目標設定は困難である               | ○             | ○              | —  | 24年度の食育に関連する市の実施事業の成果・課題等を把握するとともに、25年度の実施事業をとりまとめ、市のHPに公表した。   | 企画財政部 | 企画調整課     |
| 2                        | 後期高齢者健康診<br>査事業            | 後期高齢者医療制度の被保険者を対象に健康診査を実施し、糖尿病等の生活習慣病を早期発見する。   | 高齢者のQOL（生活の質）を確保するとともに糖尿病等の生活習慣病を早期発見する。  | 受診券の一斉発送、結果発送、各種PR活動の実施を行う。  | 受診率                               | 20%           | 17.2%          | B  | 75歳以上の方の健康診査については、普段から通院している方が多いことなどから強力な受診勧奨は行っていないが、無料で受診できる機会を有効に活用していただき、QOL（生活の質、生活しやすい状態）を低下させないことを主眼に置いて、引き続き周知を図る。  | 市民生活部 | 特定健診課     |
| 3                        | 人間ドック保健事<br>業              | 35歳以上の国保加入者に対し、日帰り人間ドックの受診料を一部助成する。   | 受診待機者の解消を図る。  | 受診待機者の解消を図る。   | 助成対象者数                            | 1,250人        | 1,224人         | B  | 受診待機者の解消を図るため、定員を24年度の1,206人から1,250人に増やしたが、1,350人の申込があったため待機者が生じた。また、受診決定後にキャンセルがあった場合は積極的に調整を行ったが、連絡なしのキャンセルや希望する医療機関の折り合いがつかないケースがあり、実績は定員を下回った。26年度はさらに定員を増やして1,300人としたが1,483人から申請があり、今後の定員の設定については医療機関の受け入れ可能人数などを勘案しつつ検討する必要がある。 | 市民生活部 | 特定健診課     |
| 4                        | 特定健康診査・特<br>定保健指導事業        | 特定健康診査を実施し、内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖・高血圧・脂質異常のリスクがある者をメタボリックシンドロームと判定し、生活習慣病のリスクの程度に応じた特定保健指導を実施する。             | 受診率の向上と医療費の削減を図る。   | 受診券の一斉発送、結果に応じた情報提供や、保健指導、未受診者への個別勧奨や各種PR活動を実施する。                          | 健診受診率、<br>指導実施率                   | 40%<br>45%    | 33.1%<br>43.9% | B  | 未受診者への個別勧奨や各種PR活動を実施し、受診者数は24年度から1.1ポイント増加したが、目標値には届かなかった。今後は、受診率が低い40代、50代の対象者への働きかけを強め、受診率の向上に努める。保健指導は、目標値には届かなかったものの、中核市では高い実施率となっている。利用者のライフスタイルや都合に合わせた柔軟な対応が効果を上げており、引き続き実施率の向上に努める。   | 市民生活部 | 特定健診課     |
| 5                        | 健康あきた市21<br>計画推進事業         | 市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康づくりに関する情報提供や健康フォーラムの開催により、健康づくりに対する意識の醸成を図る。                                   | 市民の主体的な健康づくりを推進する。  | ○市内の各部局と連携した健康づくりの推進<br>○健康づくりに関係する団体や機関と連携した取組の推進<br>○健康あきた市21の周知         | 市民健康フォーラム参加者数                     | 200人          | 238人           | A  | 「広報あきた」やホームページ等に「第2次健康あきた市21」に掲げた健康づくりの取組例などを掲載した他、10月に「市民健康フォーラム」（参加者238名）を開催し市民の健康意識の向上を図った。  | 保健所   | 保健総務課     |
| 6                        | 健康増進事業（検<br>診事業）           | 胃がん検診、胸部（肺がん・結核）検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診を実施する。                                   | 検診受診者数を増加させる。   | 市内全世帯へ配布している「秋田市の健診ガイド」等、検診に関する印刷物について、読みやすいよう文字を大きくするなど、高齢者へ配慮し検診を周知していく。 | 検診受診者数<br>平成23年度総受診者数<br>51,517人  | 増加            | 51,747人        | A  | 日曜健診の実施方法が変わったため、全戸配布した「秋田市の健診ガイド」では、高齢者にもわかりやすいような説明内容に努めた。  | 保健所   | 保健予防課     |
| 7                        | 健康増進事業（一<br>般健康相談教育事<br>業） | 若い年代から健康づくりに取り組むことができるよう、40歳から64歳までを対象とした生活習慣病予防教室、栄養改善学級および地域での健康教育・健康相談の実施のほか、40歳以上の希望者に健康手帳の交付を行う。 | 健康的な生活習慣についての知識の普及および生活習慣の効果的な改善方法を習得できるようにすることにより、健康的な生活の維持と、がんおよび生活習慣病の発症を予防する。 | 健診結果、健康状態、医療や介護の記録を記入することができる健康手帳の交付を希望者に行う。                               | 健康手帳は希望者への交付となるため、目標指数設定は困難である。   | ○             | 1,644冊         | —  | がん予防や生活習慣病予防の知識普及のため、各種健康教室の開催や、地区等からの要望に対応し、健康教育、健康相談を実施したほか、健康手帳を希望者へ交付した。  | 保健所   | 保健予防課     |

| No                          | 取組内容・事業名             | 取組内容・事業の概要   | 取組内容・事業の目標  | 目標達成のための実施内容  | 目標指数                            | H25年度<br>目標指数                           | H25年度末<br>実績値                           | 評価 | 25年度進捗状況の説明  | 担当部局  | 担当課所<br>室 |
|-----------------------------|----------------------|--|---|---|---------------------------------|---|---|----|--|-------|-----------|
| <b>個別施策8-3-3 介護予防の推進</b>    |                      |  |   |   |                                 |   |   |    |  |       |           |
| 1                           | 通所型介護予防事業            | 二次予防事業対象者に対し、通所による運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上の各プログラムを提供し、要介護状態等になることを予防するとともに自立した生活の確立を目指す。   | 通所型介護予防事業利用者の増加を図る。   | 市の広報紙やホームページ、パンフレットの配布などで事業の周知・啓発に努める。より効果的に事業を実施できる事業所の参入についても検討する。  | 利用者数                            | 692人                                    | 400人                                    | B  | 各地域包括支援センターでの参加勧奨を強化するなど、参加者の増加を図った。利用者数は増加傾向にあるものの、目標には届かなかったため、今後は公募により増加した新規事業所のPRを強化するなど、利用者の拡大を図る。                          | 福祉保健部 | 長寿福祉課     |
| 2                           | 訪問型介護予防事業            | 二次予防事業対象者であって、閉じこもり、うつ等の心身の状況により通所形態による事業の参加が困難な者を対象に、保健師等が訪問して、生活機能に関する課題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施する。                                 | 訪問型介護予防事業利用者の増加を図る。   | 対象者を十分に把握するため、地域包括支援センターとさらなる連携を図る。また、市の広報紙やホームページ、パンフレットの配布などで事業の周知・啓発に努める。  | 利用者数                            | 81人                                     | 2人                                      | B  | 各地域包括支援センターでの参加勧奨が強化されるよう、事業担当者との情報交換等を実施した。しかし利用者の増加にはつながらなかったため、今後は二次予防事業対象者のうち、閉じこもり、うつ、認知機能低下の該当者に対し訪問による事業PRを行うなど利用者の拡大を図る。 | 福祉保健部 | 長寿福祉課     |
| 3                           | はつらつくらぶ事業            | 一般高齢者に対し水中運動を中心とした介護予防教室と、地域の身近な施設を拠点とした介護予防教室を開催し、介護予防に対する取組を促すことで要介護状態となることを予防する   | 参加者の増加を図る。  | 参加者を増やすために、市民へ広く事業の周知を行う。また、地域包括支援センターの増設と併せてはつらつくらぶ開催場所を増やし、高齢者が利用しやすい身近な地域の施設で実施していく。   | はつらつくらぶ参加者数                     | 水中<br>2, 48<br>4人<br>地域型<br>3, 53<br>8人 | 水中<br>2, 30<br>4人<br>地域型<br>2, 25<br>7人 | B  | 地域型はつらつくらぶ事業については、新規の包括での開催を促し、教室拡大に努め、新たに3ヶ所の包括で実施した。しかし、利用者数は目標に届かず、今後もPRの強化が必要である。  | 福祉保健部 | 長寿福祉課     |
| 4                           | 高齢者生活管理指導員派遣事業       | 要支援・要介護状態に該当しない65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、生活管理指導員（ホームヘルパー）を派遣し、家事援助（調理、洗濯、掃除、買い物等）などの日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態等への進行を予防する。                      | 高齢者生活管理指導員派遣事業の利用者数および利用回数の増加を図る。   | 高齢化に伴いひとり暮らし高齢者がますます増加することが見込まれるため、委託先の確保や内容の見直しを検討する。  | 利用者数、利用回数                       | 3, 315人<br>12, 249回                     | 1, 283人<br>6, 430回                      | B  | 事業PRに努めたが、利用者数および利用回数の増加という目標は達成できなかった。  | 福祉保健部 | 長寿福祉課     |
| 5                           | 高齢者生活管理指導短期宿泊事業      | 要支援・要介護状態に該当しない65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、一時的に養護する必要がある場合、養護老人ホームなどへの短期間の宿泊により、日常生活に対する指導、支援を行い、基本的な生活習慣の確立が図られるよう援助し、要介護状態等への進行を予防する。        | 利用希望者全員が確実に利用できる。   | 一時的に養護を必要とするひとり暮らし高齢者などの自立した生活の継続を支援するために、市の広報紙やホームページなどで事業内容の周知・啓発に努める。  | 利用希望者全員が確実に利用できたか               | 実績ベース                                   | 7人<br>74回                               | -  | 利用希望者が確実に利用できるよう、制度の周知に努めた。  | 福祉保健部 | 長寿福祉課     |
| 6                           | 二次予防事業対象者把握事業        | 要支援・要介護認定者を除く介護保険第1号被保険者へ基本チェックリストを送付し回収した上で、二次予防事業の対象者（要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者）を把握し、個別のアドバイス票を送付する。                           | 二次予防事業対象者数の増加を図る。   | 基本チェックリスト回収率向上のため、未回収者に対して保健師等が訪問して実態把握に努めるほか、地域包括支援センター等と連携しながら、普及啓発を図る。   | 二次予防事業対象者数                      | 9, 102人                                 | 5, 963人                                 | B  | 回収率が79.0%と前年度（89.4%）より下がったことにより、二次予防事業対象者数が見込みより減った。今後、広報等による周知を強化していく。  | 福祉保健部 | 長寿福祉課     |
| 7                           | 認知症予防事業              | 要介護認定者を除く高齢者を対象に、認知症予防に有効とされる読み書き・計算等の学習と参加者同士の交流、自宅学習を地域住民によるボランティアの参画を得ながら実施する。  | 脳の健康教室参加者数の増加を図る。   | 市の広報紙やちらしの配布等により広く周知を行う。また、高齢者が参加しやすいよう、身近な地域の施設での開催を検討する。  | 参加者数                            | 90人                                     | 93人<br>延1, 941人                         | A  | 広報等で周知を行うとともに、会場を西部市民サービスセンターに変更し、利用者の増加に努めた。  | 福祉保健部 | 長寿福祉課     |
| 8                           | 介護予防健康相談教育事業         | 介護予防に関する正しい知識の普及のために、健康教育や健康相談、栄養改善学級、歯科健康講話会などを実施する。筋力やバランス機能等の向上を図るために、体力づくり教室を地区組織の協力を得ながら実施する。                                   | 参加者数の増加を図る。   | 広報やホームページでのPR、地域保健推進員への支援を行う。   | 参加者数(平成23年度総参加者数 9, 201人)       | 増加                                      | 参加者数(平成25年度総参加者数 14, 888人)              | A  | 体力づくり教室や地域での健康教室等の内容が充実するよう地域保健推進員と連携しながら実施した。また、広報あきた等による事業の周知を図った。   | 保健所   | 保健予防課     |
| <b>基本施策8-4 地域福祉活動の充実</b>    |                      |  |   |   |                                 |   |   |    |  |       |           |
| <b>個別施策8-4-1 支え合いの地域づくり</b> |                      |  |   |   |                                 |   |   |    |  |       |           |
| 1                           | 地域福祉計画推進経費【H25年度で終了】 | 第2次秋田市地域福祉計画の各施策を推進するとともに、公共私連携に基づく、重点事業「孤立死を出さない地域づくり」「災害時の要援護者の避難支援」を推進し、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って健康に暮らし、安心して自立した生活を送ることができ、地域社会の実現を目指す。 | 各地区内の団体が連携した、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動の推進など、高齢者の孤立化防止を図る。また、「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、各地区への情報提供を行うとともに、各地区で説明会を開催し、個別避難支援プランの作成など地区毎の避難支援体制づくりを推進し、災害時要援護者が無事に避難できるようにする。 | 第2次秋田市地域福祉計画の重点事業「孤立死を出さない地域づくり」「災害時の要援護者の避難支援」推進のための具体的な取組として、地域福祉推進関係者連絡会や地域福祉活動の担い手育成の研修会を開催する。また、避難支援対象者名簿、要援護者把握用リストの更新と各地区の個別計画作成支援を行う。 | 平成25年度に新たな計画を策定するため目標指数の設定はしない。 | ○                                       | -                                       | -  | 重点事業の推進に向け、地域福祉推進関係者連絡会や地域福祉活動の担い手育成の研修会を開催した。また、避難支援対象者名簿、要援護者把握用リストの配布を順次行うとともに、各地区ごとに説明会を開催し、避難支援体制づくりの推進に努めた。                | 福祉保健部 | 福祉総務課     |



| No                           | 取組内容・事業名               | 取組内容・事業の概要   | 取組内容・事業の目標   | 目標達成のための実施内容   | 目標指数   | H25年度<br>目標指数     | H25年度末<br>実績値     | 評価 | 25年度進捗状況の説明  | 担当部局  | 担当課所<br>室 |
|------------------------------|------------------------|--|--|--|--|-------------------|-------------------|----|--|-------|-----------|
|                              | 地域福祉計画推進経費【新規】         | 第3次秋田市地域福祉計画の各施策を推進するとともに、公共の連携に基づく、重点事業「孤立化を防ぐ地域づくり」「災害に備えた支え合いの地域づくり」「担い手の連携による地域コミュニティ活動の活性化」を推進し、誰もが住み慣れた地域で自分の能力を發揮しながら生きがいを持って健康に暮らし、安心して自立した生活を送ることができる地域社会の実現を目指す。 | 計画期間である、平成26～30年度に、地域福祉活動の担い手育成や、団体間の連携などを進めながら、3つの重点事業の推進により、支え合いの地域づくりを実現する。 | 「孤立化を防ぐ地域づくり」「災害に備えた支え合いの地域づくり」「担い手の連携による地域コミュニティ活動の活性化」推進のための具体的な取組として、地域福祉推進関係者連絡会や地域福祉活動の担い手育成の研修会を開催する。また、各種対の連携による孤立化予防ネットワーク、地域ごとの災害時要援護者避難支援体制の確立を目指すと共に、町内会などの地域コミュニティ活動の活性化方策を検討する。 |  | ○                 | —                 | —  |  | 福祉保健部 | 福祉総務課     |
| 2                            | 地域保健・福祉活動推進事業          | 保健・福祉・医療活動を行う民間団体に対して補助金を交付する。<br>1 補助金の交付により、保健・福祉・医療活動を行う民間団体や新規事業の立ち上げを促進する。<br>2 補助金に制限(交付期間3年以内、交付年数により上限あり)を設けることや、必要に応じて指導助言を行うことにより、団体や事業の継続的な発展を促す。               | 保健・福祉・医療活動を行う民間団体の育成活動を促進し、本市の地域福祉の一層の進展を図る。                                   | 事業周知による新規団体の育成や交付団体への指導助言による事業、団体運営の継続を支援する。   | 補助団体数  | 8団体               | 7団体               | B  | 年間の補助枠に上限(1,800千円)を設けており、申請10団体に対し審査を行い、補助対象は7団体であった。今後も、制度の周知や補助団体への指導助言による事業定着・自立を促し、より多くの事業・団体を支援していく。            | 福祉保健部 | 福祉総務課     |
| 3                            | 秋田市社会福祉協議会福祉活動費補助金等    | 地域福祉を推進するため、秋田市社会福祉協議会が行う各種社会福祉活動を支援する。  | 地域福祉を担う中心的な団体である、秋田市社会福祉協議会を支援することで、地区社会福祉協議会などが行う地域福祉活動を推進する。                 | 秋田市社会福祉協議会が行う各種社会福祉活動のうち、対象となる事業に要する経費に対して補助金を交付する。また、秋田市社会福祉協議会が窓口となり、ボランティア活動保険の保険料の一部または全部を負担する。  | 地域の実情に合わせて、地域の団体が各種社会福祉活動を実施していることから数値化は困難である。 | ○                 | ○                 | —  | 秋田市社会福祉協議会が行う各種社会福祉活動のうち、対象となる事業に要する経費に対して補助金を交付した。また、ボランティア活動保険の保険料の一部または全部を負担した。以上の取組により、秋田市社会福祉協議会が行う社会福祉活動を支援した。 | 福祉保健部 | 福祉総務課     |
| 4                            | 地域福祉計画策定経費【H25年度で事業終了】 | 秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を策定機関として、第3次地域福祉計画を策定する(計画期間：平成26年度から平成30年度まで)。   | エイジフレンドリーシティの考え方を計画に反映させながら、一層の自助・共助・公助による支え合いの地域づくりを進めていく。                    | ワークショップやヒアリング等を行うことで、計画策定に市民の意見を反映させるとともに、策定作業に参加することで、地域福祉の理念の普及や地域福祉活動のきっかけづくりにつなげる。   | 計画策定自体が目標であり、目標指数化にはそぐわないため設定しない。              | ○                 | ○                 | —  | ワークショップやヒアリング等を行うことで、計画策定に市民の意見を反映させるとともに、策定作業への参加を通して、地域福祉の理念の普及や地域福祉活動のきっかけづくりにつなげた。                               | 福祉保健部 | 福祉総務課     |
| 5                            | 地域保健推進員活動支援事業          | 地域の自主的な健康づくり活動を推進するため、研修会等の開催および地域保健推進員活動事業補助金を交付する。また、地域保健推進員が実施する高齢者の健康づくり活動への支援を行う。   | 地域保健推進員が地域の健康づくりの担い手として、高齢者にも配慮した事業の計画や参加促進を行うことができるよう支援する。                    | 高齢者の健康づくりのための事業や企画が、地域において促進されるよう、地域保健推進員への情報提供や事業協力を行う。   | 地域保健推進員活動回数                                    | 1,330回            | 1,534回            | A  | 地域の実状に合わせ、各地区において、健康教育・健康相談等の自主的な健康づくり活動が行われた。これらの活動は、地域の交流や絆づくり、高齢者の閉じこもり予防につながっている。                                | 保健所   | 保健予防課     |
| <b>個別施策8-4-2 災害時の支援体制の確保</b> |                        |  |  |  |  |                   |                   |    |  |       |           |
| 1                            | 災害対策緊急救援物資備蓄事業         | 災害時に備え、県と市町村による共同備蓄品目を備蓄する。数量は想定避難者数のうち、半数は県が備蓄し、残り半分は各市町村が人口に応じて負担する。秋田市負担分は4,130人分。このうち高齢者の避難所生活に備え、粥の缶詰や大人用紙おむつを備蓄する。   | 70歳以上の高齢者用の食料として、粥の缶詰を備蓄する。紙おむつ使用者用として、大人用紙おむつを備蓄する。                           | 必要数量を購入し、備蓄する。   | 粥缶詰備蓄数、大人用紙おむつ備蓄数                              | 13,492食<br>1,743枚 | 13,512食<br>2,052枚 | A  | 粥缶詰4,608食を購入し、備蓄した。大人用紙おむつ306枚を購入し、備蓄した。   | 総務部   | 防災安全対策課   |
| 2                            | 自主防災組織育成事業             | 自主防災組織の未組織町内会に結成を促し、新たに結成した組織に対し防災資機材を助成する。  | 市民の防災意識が向上し、自主防災組織の結成促進および育成強化が図られる。   | 小学校区単位等で連合組織をつくり対応する。  | 市内町内会数に対する結成町内会数の割合                            | 70%               | 70.5%             | A  | 未組織町内会に結成を働きかけ、新たに24の町内会が自主防災組織を結成した。15組織に防災資機材を助成した。  | 総務部   | 防災安全対策課   |
| 3                            | 【再掲】避難標識設置経費           |  |  |  |  | 182か所             | 182か所             | A  | 平成24年度までに設置した92か所に加えて、避難場所標識8基(1基津波避難場所標識と重複)、津波避難ビル標識25施設、津波避難場所標識45基(1基避難場所標識と重複)津波避難標識8基、避難方向(誘導)標識5基を設置した。       | 総務部   | 防災安全対策課   |
| 4                            | 【再掲】災害ハザードマップ作成経費      |  |  |  |  | 100%              | 100%              | A  | 県の津波浸水想定に基づく津波ハザードマップを作成し、市内全戸に配布した。   | 総務部   | 防災安全対策課   |



| No                       | 取組内容・事業名     | 取組内容・事業の概要  | 取組内容・事業の目標   | 目標達成のための実施内容  | 目標指数             | H25年度<br>目標指数 | H25年度末<br>実績値   | 評価 | 25年度進捗状況の説明   | 担当部局  | 担当課所<br>室 |
|--------------------------|--------------|---|--|---|------------------|---------------|-----------------|----|---|-------|-----------|
| 5                        | 予防業務推進事業     | 春・秋の火災予防運動や消防と子どもの集いなど、各種イベントによる火災予防啓発事業、住宅用火災警報器や住宅用消火器などの住宅用防災機器や防災製品の使用促進など住宅防火対策の推進や、地域住民と一体となった放火防止対策により放火されない環境づくりの推進、また火災調査員の養成や調査資機材の整備充実による火災調査体制の強化促進、さらには高度な知識を有する予防要員を養成することでの違反処理能力の向上を図る。 | 住宅火災による高齢者の犠牲の低減を図る。   | 高齢者宅訪問による防火指導および住宅用火災警報器の設置を促進する。   | 住宅火災による高齢者の死者発生率 | 0%            | 0%              | A  | 平成25年度は住宅火災による死者数3名の内、高齢者(65歳以上)は0名であった。消防職団員の継続した防火指導および住宅用火災警報器の設置促進により、一定の効果があつたものと推察される。  | 消防本部  | 予防課       |
| 基本施策8-5 地域の見守り活動支援       |              |   |  |   |                  |               |                 |    |   |       |           |
| 個別施策8-5-1 地域と行政の連携による見守り |              |   |  |   |                  |               |                 |    |   |       |           |
| 1                        | 民生委員活動推進事業   | 民生委員・児童委員が、常に住民の立場に立った支援を地域の実態に即して行うことができるように、民生委員・児童委員の指揮監督、委解嘱、指導訓練等を実施し、その費用を負担する。   | 民生委員活動の支援や指揮監督等を実施することで、高齢者等の見守り活動の充実など地域福祉の水準の維持・向上が図られる。   | 民生委員が、民生委員法による社会奉仕の理念に基づき、常に住民の立場に立った活動を実施するための支援として各種研修や市民向けの広報活動などを実施する。  | 高齢者に関することの相談支援件数 | 16,682件       | 15,352件         | B  | 3年に一度の民生委員一斉改選が行われ、多数の新任委員が委嘱されたこと等のため、相談件数が減少。民生委員への各種研修などを通して、より活発な委員活動の推進を支援していく。  | 福祉保健部 | 福祉総務課     |
| 2                        | ふれあいのまちづくり事業 | 秋田市社会福祉協議会への委託事業。福祉に関する無料相談窓口の設置や、福祉協力員等がひとり暮らし高齢者世帯等を月1回程度、友愛訪問・声かけ運動を行う見守りネットワーク事業を推進する。  | 地域の実情に即した各種福祉サービスを持続的かつ自主的に提供できる仕組みづくりを推進し、地域福祉の水準の維持・向上を図る。 | 未設置地区への福祉協力員設置の働きかけによる増員や、「安心キット事業」など秋田市社会福祉協議会と連動した見守り訪問活動のさらなる充実を目指す。   | 福祉協力員設置地区数       | 37地区          | 35地区            | B  | ふれあい福祉相談センターを開設し、市民の各種相談に応じた。毎月の第3月曜日には無料弁護士相談を開催し、法的な相談にも応じた。また、福祉協力員の設置および研修会を開催し、ひとり暮らし高齢者世帯等を月1回程度、友愛訪問・声かけを行う見守りネットワーク事業を推進した。少人数地区の福祉協力員が死去したことにより0人となり、設置地区数が減少。他の未設置地区とともに、今後も市社協に全38地区の設定を働きかけを行う。 | 福祉保健部 | 福祉総務課     |
| 3                        | 「食」の自立支援事業   | 食事の調理が困難なおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等の居宅を訪問して栄養バランスのとれた食事を提供し、安否の確認を行うとともに、健康維持・増進という観点からアセスメントを行い、高齢者の健康で自立した生活を確保する。  | 利用者の増加を図る。   | 食の安全性についての情報を委託業者から利用者へ提供させるとともに、利用者の安全に対する意識啓発に努める。配達困難な地域について、委託事業者と連携し配達圏域の拡充を図る。                                  | 利用者数             | 7,594人        | 5,835人          | B  | 利用者数の増加という目標は達成できなかったが、今後も事業のPRに努める。  | 福祉保健部 | 長寿福祉課     |
| 4                        | 認知症サポーター養成事業 | 地域や職域において、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守り・支援する認知症サポーターを養成する。   | 認知症サポーター数の増加を図る。   | キャラバン・メイト(認知症サポーター養成講座の講師)の養成を進めるとともに、認知症サポーター養成講座を実施しやすいように、一般市民をはじめ、職域や学校への周知や講座開催に伴う各種事務の取りまとめを行う。本市職員を対象に講座を開催する。 | サポーター数           | 4,500人        | 1,047人          | B  | ホームページや広報あきた等に事業内容を掲載し事業の周知を行ったが、サポーター数の目標には届かなかった。今後は広報等でのPRのほか、学校や市役所各部署へも働きかけさらなる周知を図る。  | 福祉保健部 | 長寿福祉課     |
| 5                        | 自殺対策事業       | 関係機関と連携し、地域における支援体制の推進を図るとともに、自殺対策基本法に基づく各種事業を実施する。   | 秋田市自殺総合対策に基づき、関係機関が連携しながら自殺対策を推進し、自殺者の減少と命を支える真心あふれる社会をつくる。  | 推進体制の充実、市民への情報提供、相談体制の充実、心の健康づくり・早期対応の人材育成を行う。  | 自殺者数の減少          | 減少            | H25年自殺者数<br>59人 | A  | 全庁横断的な取り組みを進めるとともに、秋田市自殺対策ネットワーク会議等を通じ、医療機関やNPO法人等の民間団体等と連携しながら自殺対策の意識啓発や人材育成のための研修会を開催するなど、各種事業を実施した。  | 保健所   | 健康管理課     |
| 6                        | 地域自殺対策緊急強化事業 | 秋田市を拠点に活動している民間団体等の連携を図り、自殺対策に資する事業の強化を図る。  | 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す。  | ○自殺対策に取り組む民間団体等への事業支援(補助金の交付など)。<br>○市内を走る路線バス2台にメッセージの掲載など普及啓発を行う。<br>○高齢者支援を行う福祉関係者に、人材育成等の研修会を開催する。                | 自殺者数の減少          | 減少            | H25年自殺者数<br>59人 | A  | 秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金を活用し、高齢者や自殺未遂者の自殺対策事業の充実・強化と民間団体等の活動支援等を行った。   | 保健所   | 健康管理課     |

| No                        | 取組内容・事業名     | 取組内容・事業の概要   | 取組内容・事業の目標   | 目標達成のための実施内容   | 目標指数         | H25年度<br>目標指数 | H25年度末<br>実績値 | 評価 | 25年度進捗状況の説明   | 担当部局  | 担当課所<br>室        |
|---------------------------|--------------|--|--|--|--------------|---------------|---------------|----|---|-------|------------------|
| 個別施策8-5-2 情報通信技術絵を活用した見守り |              |  |  |  |              |               |               |    |   |       |                  |
| 1                         | 要援護者支援体制整備事業 | 日常的な地域の見守り活動等の対象となる要援護者（高齢者、障がい者、難病患者等）の実態を把握するため、対象者の基本情報、避難支援情報、高齢者福祉サービス等を一元化し、地図情報も含んだ「要援護者台帳」を「秋田市要援護者支援システム」として整備している。この「秋田市要援護者支援システム」で要援護者の様々な情報を統合することで、個別相談、日常の生活支援、災害時の安否確認等への対応が可能となるほか、ニーズを基に、行政、ボランティア・NPO等によるニーズに合わせたきめ細かな生活支援サービスの提供を目指していく。また、災害等に備えて日頃から地域で支え合える体制を整備するため、地域に対する情報提供を拡充する。将来的には、地域包括支援センターが関係機関と連携し、要援護者一人ひとりの状況に合わせたサービスをコーディネートし、地域において包括的に支援できる体制を整備していく。 | システムを活用して、地域の各団体（町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員）への情報提供の拡充を行うとともに、地域包括支援センターの圏域毎に、高齢者等への相談支援体制が充実することを指す。 | 地域毎の説明会を開催しながら、各地区への情報提供を拡充し、また、各地域包括支援センターに要援護者の情報提供を行い、各センターにおける日常的な相談事業に活用する。 | 地域への情報提供の団体数 | 4団体           | 4団体           | A  | 地域ごとの説明会を開催しながら、各地区への要援護者情報の提供を行った。また、各センターからの相談等への活用のため、基幹型地域包括支援センターに要援護者の情報提供を行った。 | 福祉保健部 | 福祉総務課<br>地域福祉推進室 |
| 2                         | 緊急通報システム事業   | おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時の迅速かつ適切な対応を図り、日常生活の安全の確保や精神的な不安を解消する。  | 利用人数の増加を図る。  | 見守り機能を強化したシステムの適正な運営を継続するとともに、緊急通報装置の利用単価についても見直しを検討する。また、地域住民への周知・啓発活動に努める。     | 設置台数         | 744台          | 657台          | B  | 市広報番組等で事業のPRを行ったが、利用人数の目標数には届かなかった。引き続き、広報等で事業の周知に努めたい。                               | 福祉保健部 | 長寿福祉課            |

○ 基本方針8の事業評価

|                 |                           |    |
|-----------------|---------------------------|----|
| A（達成済み）         | 25年度目標値は達成済み。             | 19 |
| B（著しく遅れている又は困難） | 25年度目標値の達成が著しく遅れている、又は困難。 | 17 |
| —               | 目標指数の設定が困難なため、評価対象外である。   | 9  |